

Radiata Increase



FP2級
2024 年 9 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[SHOP]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2024年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、職業倫理に照らし、最も適切なものはどれか。

- 1.顧客から金融資産の安定した投資先を教えてほしいとの依頼を受けたFPのAさんは、自身の勤務先である銀行が新たに取扱いを始めたリスクの高い金融商品を提案し、契約することを強く勧めた。
- 2.顧客から配偶者が要介護認定を受けたことを聞いたFPのBさんは、住宅リフォーム工事を請け負う会社を経営する知人に対して、顧客の同意を得ないでその情報を伝えた。
- 3.顧客から保険商品について相談を受けたFPのCさんは、自身の専門性を強調するため、顧客の理解度は考慮せず、専門用語を多用して保険商品の説明を行った。
- 4.顧客から資産運用に関するセミナーの講師を依頼されたFPのDさんは、官公庁が作成した転載を禁止する旨の表示がない広報資料をインターネットで入手し、当該官公庁の許諾を得ることなく、セミナーのレジュメで出典を明記して使用した。

【答え】

1. 不適切

FPの業務にあたり、顧客の立場に立って**顧客の利益を優先**しなければなりません。

[本問の場合]

顧客から金融商品の安定した投資先を教えてほしいと相談を受けているのに対し、リスクの高い金融商品を提供することは、FPが自己の利益を優先する行為となりますので、不適切となります。

2. 不適切

・顧客の秘密保持(守秘義務)

顧客から得た個人情報や顧客の許可なく、**第三者に漏らしてはいけません**。また、他の専門家の判断を仰ぐ場合は、顧客の許可を得なければなりません。

3. 不適切

FPは、顧客の理解度を**考慮して**、顧客の知識レベルに応じて説明する必要があります。

4. 適切

官公庁が作成した転載を禁止する旨の表示がない広報資料などの国や地方公共団体が公表している資料は、著作権が無い場合、**許可を得ることなく**引用することができます。

したがって正解は、4

問題 2

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

- 1.生命保険募集人の登録を受けていないFPのAさんは、ライフプランについて相談に来た顧客に対して、生命保険の一般的な商品内容や目的別の活用方法を有償で説明した。
- 2.社会保険労務士の登録を受けていないFPのBさんは、顧客から老齢厚生年金の繰下げ支給について相談を受け、有償で老齢厚生年金の支給繰下げ請求書を作成し、請求手続きを代行した。
- 3.司法書士の登録を受けていないFPのCさんは、顧客から将来判断能力が不十分になった場合の財産の管理を依頼され、有償で当該顧客の任意後見受任者となった。
- 4.弁護士の登録を受けていないFPのDさんは、顧客から公正証書遺言の作成時の証人になることを要請され、証人としての欠格事由に該当しないことを確認したうえで、有償で証人になった。

【答え】

1. 適切

生命保険募集人の登録をしていないFPは、保険の募集や勧誘をしてはいけません。

ただし、**保険の一般的な商品説明を行うことは、誰でも可能**です。

また、将来の必要保障額の試算や保険の見直しをすることは制限されていません。

2. 不適切

社会保険労務士資格を持たないFPは、「労働社会保険諸法令に基づく申請書類の作成」「**提出手続きの代行**」「**申告等の代理**」「帳簿書類の作成」を行うことはできません。

ただし、「公的年金の受給見込み額の計算すること」や「年金の繰上げ繰下げ受給の仕組みなど一般的な説明をすること」は、社会保険労務士業務に抵触しません。

[本問の場合]

老齢厚生年金の繰上げ支給の請求書を作成し、請求手続きを代行していますので、社会保険労務士業務に抵触します。

3. 適切

司法書士ではないFPは、「登記に関する手続きの代理」「法務局に提出する書類の作成」は、有償・無償を問わず行うことはできません。

ただし、任意後見受任者は、**特別な資格は不要**ですので、FPでも可能です。

4. 適切

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってはいけません。

ただし、遺言書の作成指導や公正証書遺言の証人になることは**可能**です。

したがって正解は、2

問題 3

公的医療保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.退職により健康保険の被保険者資格を喪失した者が、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けている場合、資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上の被保険者期間があれば、傷病手当金の支給期間を限度として、退職後も引き続きその支給を受けることができる。
- 2.健康保険の任意継続被保険者に係る保険料は、その全額を任意継続被保険者が負担する。
- 3.健康保険や国民健康保険の被保険者が70歳に達すると、原則として、その被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。
- 4.後期高齢者医療制度の被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金(自己負担額)の割合は、当該被保険者の所得金額の多寡にかかわらず、1割とされている。

【答え】

1. 不適切

健康保険の被保険者資格を喪失した際に、傷病手当金の支給を受けている場合、資格喪失日の前日まで継続して1ヶ月以上の被保険者期間がある場合、資格喪失後でも、通算して1年6ヶ月に達するまで継続して傷病手当金を受給することができます。

[本問の場合]

「2ヶ月以上」と説明していますので、不適切となります。

2. 適切

任意継続被保険者は、退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き2年間健康保険の被保険者になります。保険料は全額自己負担となります。

3. 不適切

後期高齢者医療制度の被保険者となるのは、75歳に達した時です。(65歳以上75歳未満でも、一定の障害がある場合は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。)

4. 不適切

後期高齢者医療制度の医療費の自己負担割合		
自己負担限度額	現役並みの所得者	3割
	一定の所得がある人	2割
	原則	1割

後期高齢者医療制度の医療費の自己負担割合は、原則 1 割です。

したがって正解は、2

問題 4

労働者災害補償保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.派遣労働者が派遣先で業務上負傷した場合、派遣元事業が労働者災害補償保険の適用事業とされる。
- 2.労働者が業務上の負傷または疾病による療養のため労働することができず賃金を受けられない場合、賃金を受けられない日の第4日目から休業補償給付が支給される。
- 3.労働者が業務上死亡した場合、葬祭を行う者に葬祭料が支給される。
- 4.労働者が業務上の負傷または疾病が治癒したときに障害が残り、その障害の程度が所定の障害等級に該当するときは、障害補償年金または障害補償一時金のいずれかを選択して受給することができる。

【答え】

1. 適切

労働保険契約では、派遣労働者と派遣元事業者の間に雇用関係があるため、派遣先で労災事故に遭った場合、**派遣元事業者の労災保険が適用**されます。

2. 適切

労災保険の休業補償給付

傷病等の療養のため労働ができず、賃金が受けられない時、通算して休業**4日目**から、休業1日につき給付基礎日額の60%の相当額が給付されます。1年6ヶ月を経過した時点で、傷病補償年金に切り替わります。

3. 適切

労災保険の葬祭料

業務災害等で死亡した人の葬祭を行うときに、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額が支給されます。

[備考]

- ・労災保険は、業務上の事由または通勤による負傷・疾病・障害または死亡に対して労働者やその遺族のための給付となります。
- ・健康保険は、業務上以外の事由により給付されます。

4. 不適切

労災保険の障害補償給付

傷病が治癒した後に障害が残り、障害等級に応じて、終身または障害状態がなくなるまで、年金または一時金が支給されます。

年金または一時金は、障害の程度によって支給額等が決まるため、労災保険の被保険者が**選択することはできません**。

したがって正解は、4

問題 5

雇用保険法に基づく育児休業給付および介護休業給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載されたもの以外の要件はすべて満たしているものとする。

1. 育児休業給付金の額は、育児休業期間中に事業主から賃金が支払われなかった場合、育児休業開始日から通算して休業日数が 180 日に達する日を超えた日以降については、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の 100 分の 50 に相当する額となる。
2. 育児休業給付の対象となる出生時育児休業は、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得することが可能だが、分割して取得することはできない。
3. 介護休業給付金の支給に当たって、介護の対象となる家族には、被保険者の父母だけでなく、被保険者の配偶者の父母も含まれる。
4. 一般被保険者や高年齢被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために休業する場合、同一の対象家族について、通算 3 回かつ 93 日の介護休業を限度として、介護休業給付金が支給される。

【答え】

1. 適切

雇用保険の育児休業給付金

原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」を受けることができます。

[支給額]

- ・育児休業開始から180日まで、休業開始前賃金の67%相当額が支給
- ・180日以降は、休業開始前賃金の50%相当額となります。

2. 不適切

2022年10月より、男性の育児休業を取得しやすくするため、新たに出生児育児休業(産後パパ育休)が創設されました。

子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、最大2回まで分割して育休を取得できる制度です。

3. 適切

雇用保険の介護休業給付金

負傷・疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業した場合支給されます。

[対象家族]

- ・配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- ・父母(養父母を含む)
- ・子(養子を含む)
- ・配偶者の父母(養父母を含む)
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・孫

4. 適切

雇用保険の介護休業給付金

[支給額]

支給額 (おおよそ 月収の67%)	休業開始時賃金日額×支給日数=13%未満	休業開始時賃金日額×支給日数× 67%
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80%-支払賃金額
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%以上	不支給

同一の対象家族 1 人につき **3 回**かつ **93 日**の介護休業を限度として支給されます。

したがって正解は、2

問題 6

公的年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.老齢厚生年金の繰上げ支給を請求する場合、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求も同時に行わなければならない。
- 2.国民年金の付加保険料納付済期間を有する者が、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、付加年金は、老齢基礎年金と同じ増額率によって増額される。
- 3.障害等級 1 級または 2 級に該当する程度の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、18 歳未満の子を有する場合、その受給権者には子の加算額が加算された障害厚生年金が支給される。
- 4.厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない 30 歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その妻に対する遺族厚生年金の支給期間は、最長で 5 年間である。

【答え】

1. 適切

年金の繰上げ受給は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは同時に
行います。

年金の繰下げ受給は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは別々でも
可能です。

2. 適切

年金の繰上げ・繰下げをした場合、付加年金の額も同じ増減します。

連動する	連動しない
付加年金	振替加算
経過的加算額	加給年金

3. 不適切

障害厚生年金の加算額は、子の加算はなく、配偶者の加算です。
(子の加算は、障害基礎年金や遺族基礎年金の加算です。厚生年金保険の
給付は加給年金が加算されます。)

障害等級	障害基礎年金の額	障害厚生年金の額
1級	基礎年金額×1.25+子の加算	報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金
2級	基礎年金額×子の加算	報酬比例の年金額+配偶者加給年金
3級	—	報酬比例の年金額 (最低保証額:老齢基礎年金の満額の4分の3)

4. 適切

夫死亡時に妻の年齢が 30 歳未満で遺族基礎年金の受給対象となる子どもがない場合、遺族厚生年金の受給期間は **5 年**の有期年金となります。

(30 歳未満でも、子どもがいる場合や、妊娠中の場合は、遺族厚生年金の受給は一生涯の支給となります。

したがって正解は、3

問題 7

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業型年金を実施している会社に厚生年金保険の被保険者として新たに入社した 60 歳以上 70 歳未満の者は、他社で加入した企業型年金の老齢給付金の受給者であっても、新たに入社した会社の企業型年金に加入することができる。
2. 企業型年金の加入者掛金(マッチング拠出により加入者が拠出する掛金)は、加入者に係る事業主掛金と同額以下、かつ、事業主掛金との合算で拠出限度額までである。
3. 企業型年金において、企業型年金のマッチング拠出を利用していない加入者は、所定の要件を満たせば、個人型年金に加入することができる。
4. 企業型年金や確定給付企業年金等を実施していない一定規模以下の中小企業の事業主は、所定の要件を満たせば、従業員が加入している個人型年金の加入者掛金に事業主掛金を上乗せして納付することができる。

【答え】

1. 不適切

企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等は、企業型年金の加入者になることができません。

[企業型年金の対象者]

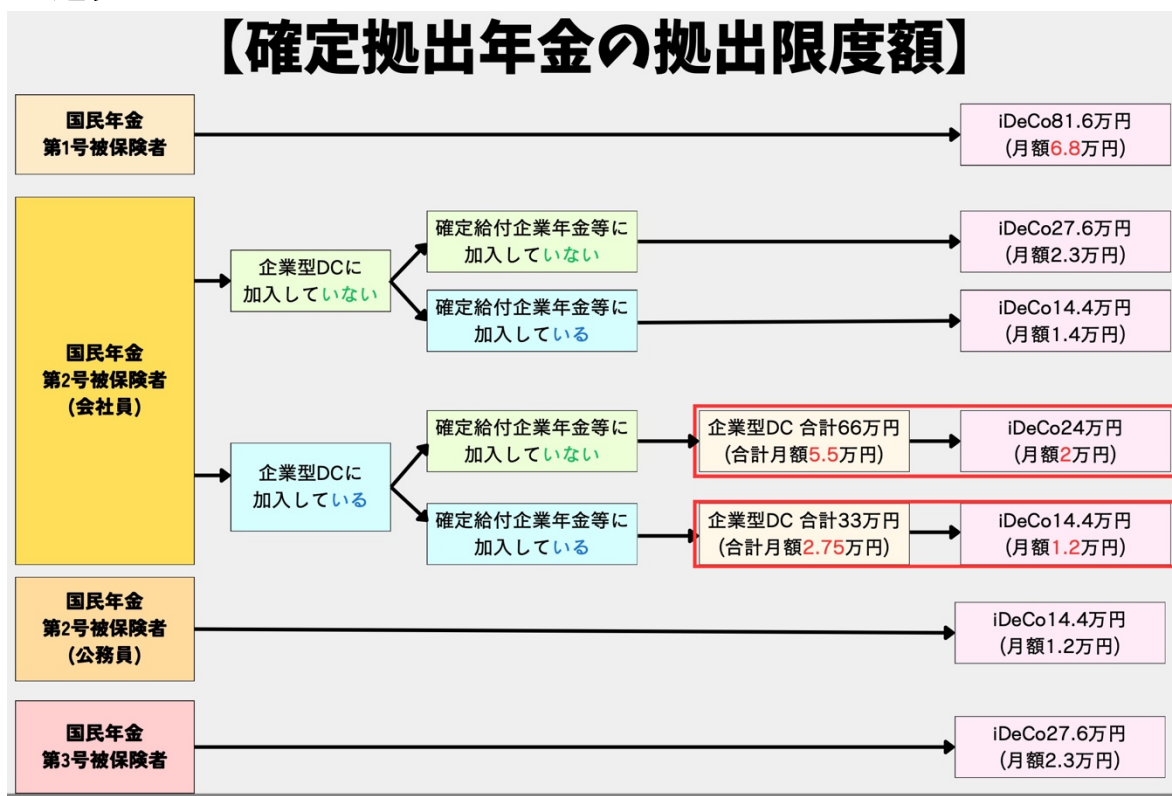
- ・企業が規約で定めた加入資格を有する厚生年金被保険者
- ・企業型年金の老齢給付金の受給権を有していない者

2. 適切

マッチング拠出

企業型確定拠出年金の掛金は、会社負担となりますが、一定範囲で加入者が上乗せでき、事業主掛金と合算して拠出限度額までに制限され、事業主掛金の額を超えない範囲となります。

3. 適切



本問の通り、
企業型年金のマッチング拠出を利用していない加入者は、個人型年金に加入することができます。

4. 適切

中小事業主掛金納付制度(iDeCo+・イデコプラス)

企業年金を実施していない中小企業の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるように、iDeCo に加入している従業員が拠出する加入者掛金に追加して、掛金を拠出できる制度です。

【中小事業主掛金納付制度】

概要	2018年5月1日より中小事業主掛金納付制度(iDeCo+・イデコプラス)が創設されました。 企業年金を実施していない中小企業の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入している従業員が拠出する加入者掛金に追加して、掛金を拠出できる制度
事業主の条件	- 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金を実施していない事業主 - 従業員300人以下の事業主
対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の同意が必要。 また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。
掛金設定	- 加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲。 - 加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定。 - 加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能。 - 中小事業主掛金の額の変更は、拠出単位期間につき1回に限る
税制上の取り扱い	① 加入者掛金：小規模企業共済等掛金控除として、全額を本人の所得から控除できます。 ② 事業主掛金：全額を損金に算入できます。

したがって正解は、1

問題 8

国民年金基金、小規模企業共済および中小企業退職金共済に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.国民年金基金の掛金月額は、選択した給付の型および加入口数に応じて決まり、加入時の年齢や性別による差異はない。
- 2.小規模企業共済の掛金は、確定拠出年金の個人型年金の掛金との合計で、月額 68,000 円が限度とされている。
- 3.小規模企業共済では、共済契約の解約時における掛金納付月数が 12 ヶ月未満である場合、解約事由にかかわらず、解約手当金は支給されない。
- 4.中小企業退職金共済の掛金は、事業主と従業員の合意に基づき、事業主と従業員が折半して負担することができる。

【答え】

1. 不適切

国民年金基金

厚生年金のない、自営業者等の生活費の不足分を補うため、年金額を増やす制度です。

掛金月額は、選択した給付の型、加入口数、年齢、性別により決まります。

2. 不適切

小規模企業共済

経営者の退職金と言われ、小規模企業の個人事業主または、会社等の役員が事業を廃止し退職した場合に、積み立てた掛金に応じた共済金を受けることができる国の共済制度です。

掛金の月額は、1,000円～70,000円までの範囲内(500円単位)で選べます。

3. 適切

小規模企業共済の解約手付金は、掛金の納付月数が12ヶ月未満の場合には支給されません。

掛金の納付月数が12ヶ月以上の場合は、納付した掛金の80～120%に相当する額です。

4. 不適切

中小企業退職金共済

退職金制度を設けることが難しい中小企業について、国の援助によって退職金を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図る制度です。

全額、事業者負担となります。

掛金は、従業員ごとに掛金月額を 5,000 円から 30,000 円です。

したがって正解は、3

問題 9

変動金利型の住宅ローンを返済している A さんの返済方法の見直し等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

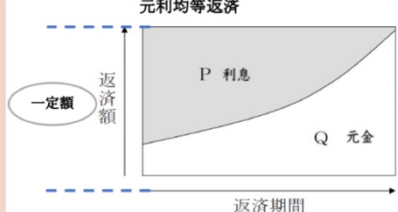
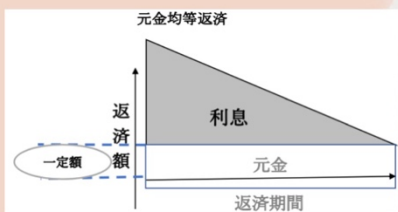
- 1.A さんが全期間固定金利型の住宅ローンに借り換えた場合、仮に返済期間中に市中金利が上昇しても、金利の上昇分に相当する額の返済負担が増加するリスクは避けられる。
- 2.A さんが別の金融機関の住宅ローンに借り換える場合、元金均等返済を選択する方が、他の条件が同じ元利均等返済と比べて、総返済額は少なくなる。
- 3.A さんが別の金融機関の住宅ローンに借り換える場合、一般に、抵当権の抹消および借換先の金融機関の抵当権の設定が必要となり、登録免許税等の諸費用の負担が発生する。
- 4.A さんが住宅ローンの一部繰上げ返済をする場合、毎月の返済額を変更せずに返済期間を短縮する期間短縮型よりも、返済期間を変更せずに毎月の返済額を減らす返済額軽減型の方が、利息軽減効果が高くなる。

【答え】

1. 適切

全期間固定金利型の住宅ローンは、借入時点の金利が返済終了まで変動しませんので、金利変動に伴い返済額が増加する**リスクはありません**。

2. 適切

元利均等返済	- 返済金額全体が毎回一定額 (元金+利息=一定) - 当初は利息の割合が大きい - 返済が進むにつれて元金部分の割合が大きくなる	
元金均等返済	- 返済額の元金は毎回一定額(利息は元金の残高により変動する) - 返済当初は利息部分の割合が大きく返済額が多い - 返済が進むにつれ利息部分の割合が小さくなる。 『同条件で借りた場合』 総返済額は元利均等返済より小さくなる。	

同条件で借りた元金均等返済と元利均等返済を比較した場合、総返済額は、元金均等返済の方が総返済額は**小さく**なります。

3. 適切

住宅ローンの借換えは、他の金融機関で住宅ローンを組み直し、現在借りているローンを一括返済することです。借換えをする場合、抵当権の付け替えが必要となり、抵当権設定費用や抵当権抹消費用にかかる登録免許税が掛かります。

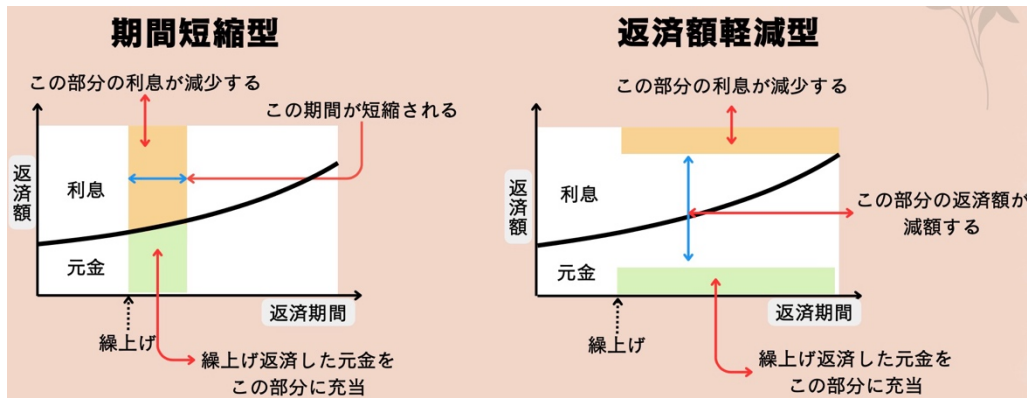
※抵当権とは、債権者である金融機関が不動産などを担保して、住宅ローンの支払いができなくなった場合は、その担保したもので弁済をします。

[主な借換えの費用]

印紙税・保証料・事務手数料・登録免許税・団体信用生命保険料、火災保険料、全額繰上げ返済手数料等

4. 不適切

住宅ローンの繰上げ返済とは、毎月の返済以外に、元金の一部や全部などまとまった額を返済する方法で「期間短縮型」と「返済額軽減型」があります。



同条件の場合、**期間短縮型の方が利息の軽減効果大きい。**

したがって正解は、4

問題 10

キャッシュレス決済の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. クレジットカードは、原則として、カード会社が設定した利用枠(利用限度額)内で、商品やサービスを受け取った後に支払請求がされる後払いの決済手段である。
2. デビットカードは、商品やサービスの購入時に使用すると代金が原則として翌月に銀行口座から引き落とされ、残高不足になってもあらかじめ設定された一定額までは使用することができる後払いの決済手段である。
3. 交通系や流通系の電子マネーやプリペイドカードは、カードやスマートフォンに事前にチャージしておき、商品やサービスの購入時にチャージ額から支払う決済手段である。
4. スマートフォン決済のうち、二次元コードやバーコードを利用するコード決済は、支払いアプリをスマートフォンにインストールして銀行口座やクレジットカード等の情報を登録したうえで、店舗または自身のスマートフォン上の二次元コードやバーコードを読み取って支払う決済手段である。

【答え】

1. 適切

クレジットカードは、カード会社が発行する後払いのキャッシュレス決済です。購入した商品やサービスの代金を後から支払うことができるカードです。

2. 不適切

デビットカードとは、利用と同時に銀行口座から利用額が引き落とされます。基本的に、銀行口座の残高不足の場合は、決済はできません。

[備考]

デビットカードにはオプション等で、残高が不足した場合に自動融資したり、一時的に利用金額を立て替えたりするサービスを付帯している場合もあります。

3. 適切

交通系や流通系の電子マネーやプリペイドカードは、現金の代わりに電子データ化されたお金で決済を行います。ICカードやスマートフォンなどの専用端末にチャージした金額を利用して、商品やサービスの代金を支払います。

4. 適切

コード決済とは、スマートフォン等で専用アプリを使い QR コードやバーコードを読み取り、あらかじめチャージしておいた金額を利用して、決済を行うキャッシュレス決済です。

したがって正解は、2

問題 11

少額短期保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.少額短期保険では、被保険者 1 人につき引き受けることができる保険金額の合計額は、原則として、1,500 万円が上限とされる。
- 2.少額短期保険業者が取り扱う保険契約は、その保障内容に応じて、生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構の保護の対象となる。
- 3.少額短期保険の保険料は、所得税の生命保険料控除や地震保険料控除の対象とならない。
- 4.少額短期保険の保険期間は、傷害疾病保険では 1 年、生命保険および損害保険では 2 年が上限である。

【答え】

1. 不適切

少額短期保険では、被保険者1人につき引き受けることができる保険金額の合計額は、原則、1,000万円が上限です。

2. 不適切

少額短期保険業者が取り扱う保険契約は、生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

3. 適切

少額短期保険の保険料は、生命保険料控除や地震保険料控除の対象外です。

4. 不適切

少額短期保険の保険期間は、損害保険では 2 年、生命保険および傷害疾病保険では 1 年が上限です。

したがって正解は、3

問題 12

生命保険の保険料等の一般的な仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 大数の法則は、個々の事象では偶発的でも、事象を多く集めると一定の法則が見出せることをいう。
2. 収支相等の原則は、保険会社が受け取る保険料等の総額が、保険会社が支払う保険金等の総額と等しくなるように保険料を算定することをいう。
3. 責任準備金は、保険会社が、将来の保険金等および契約者配当金の支払財源として保険数理に基づいて算定し、積み立てておく準備金である。
4. 契約者が支払う保険料は、保険金等の支払財源となる純保険料と、保険会社が保険事業を運営・管理していくために必要な経費等の財源となる付加保険料から構成されている。

【答え】

1. 適切

大数の法則とは、少数では偶然に見える現象でも、大数で見るとその事象がある一定の規則性を持って発生していることが分かる法則です。

2. 適切

収支相等の原則とは、保険会社にとって収入(保険料総額)と支出(保険金総額)が等しくなるよう保険料を設定します。

3. 不適切

積立準備金とは、保険会社が将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない積立金のことです。

4. 適切

生命保険の保険料は、純保険料と付加保険料に分けられます。

純保険料は死亡保険料と生存保険料に分けられます。

純保険料	事故などの補償として保険会社が支払う保険金に充てられる部分 (予定死亡率 、 予定利率 を元に計算されます)	死亡保険料 (死亡保険金の支払いに充てられる部分)
		生存保険料 (生存保険金の支払いに充てられる部分)
付加保険料	保険会社が事業の運営のため、経費などに充てられる部分 (予定事業費率 を元に計算)	

したがって正解は、3

問題 13

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 養老保険では、被保険者が病気で高度障害状態となり、高度障害保険金が支払われた場合、保険契約は消滅する。
2. 変額保険(終身型)では、契約時に定めた保険金額(基本保険金額)は保証されておらず、運用実績によっては、死亡保険金額が基本保険金額を下回る。
3. 外貨建て終身保険では、円換算支払特約を付加することで、当該保険契約の締結時から保険金を受け取るまでの為替リスクを回避することができる。
4. 収入保障保険の死亡保険金を一時金で受け取る場合の受取額は、年金形式で受け取る場合の受取総額よりも多くなる。

【答え】

1. 適切

養老保険は高度障害保険金を受け取ると、契約は終了するため、その後、死亡した場合は、死亡保険金を受け取れません。
期間満了まで生存した場合は、死亡保険金と同額の満期保険金を受け取れます。

2. 不適切

変額保険は、運用実績により死亡保険金や解約返戻金の変動する保険ですが、保険金額の**最低保証**があります。

3. 不適切

円換算支払い特約は、**為替予約の効果はありません。**
為替予約とは、外貨定期預金の預入期間中に、満期日の受取外貨額を円貨に交換する際の為替レートを予約することです。
これにより、満期日の受取円貨を確定することができます。

4. 不適切

収入保障保険の死亡保険金を年金形式で受け取る場合の受取総額は、一時金で受け取る場合の受取額よりも**多くなります。**

したがって正解は、1

問題 14

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者(=保険料負担者)ならびに保険金、年金および給付金の受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、疾病の治療のために入院した被保険者が受け取った入院給付金は、非課税となる。
2. 契約から5年を超えた一時払変額個人年金保険(10年確定年金)を解約して契約者が受け取った解約返戻金は、一時所得として所得税(総合課税)の課税対象となる。
3. 契約者および死亡保険金受取人が夫、被保険者が妻である終身保険において、妻が死亡して夫が受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
4. 契約者が夫、年金受取人が妻である個人年金保険において、妻が受け取る年金の年金受給権は、年金支払開始時に妻が贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

不慮の事故の疾病などにより受け取る給付金は**非課税**となります。
給付金受取人が被保険者でない場合でも、被保険者の配偶者や直径血族や生計を一にするその他の親族であるときも非課税となります。

[非課税所得]

- ・入院給付金
- ・通院給付金
- ・手術給付金
- ・特定疾病保険金
- ・就労不能給付金
- ・がん診断一時金
- ・先進医療給付金など

2. 適切

一時払いの個人年金保険や一時払いの養老保険から受け取った解約返戻金や満期保険金は、契約から解約までの期間によって課税関係が変わります。

契約から5年以内の支払い	契約から5年経過後の支払い
金融類似商品となり、 利子所得として20.315%の 源泉分離課税 となる。	一時所得として 総合課税 となる。

[備考]

- ・払込保険料総額よりも解約返戻金が多くなる場合は、一時所得となります。
- ・一時所得には50万円の特別控除があるため、50万円以下の場合は、課税されません。

3. 不適切

死亡保険金に対する税金			
契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税(一時所得) ・住民税
A	B	C	贈与税

「契約者・Aさん」と「保険金受取人・Aさん」が同じで、「被保険者Bさん」が違う場合は、**一時所得**となります。

4. 適切

個人年金保険に対する税金			
契約者	被保険者	受取人	課税関係
A	A	A	[契約者と受取人が同じ] 一括受取:所得税(一時所得) 年金受取:所得税(雑所得)
A	B	A	
A	A	B	[契約者と受取人が異なる] 贈与税
A	B	B	

契約者と受取人が異なる場合は、契約者からの贈与により年金受給権を取得したとみなされ、贈与税の課税対象となります。

したがって正解は、3

問題 15

法人を契約者(=保険料負担者)とする生命保険等に係る保険料等の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの保険契約も保険料は年払いかつ全期払いで、2024 年 4 月に締結したものとする。

- 1.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険を解約して法人が受け取った解約返戻金は、その全額を益金の額に算入する。
- 2.被保険者が役員・従業員全員、給付金受取人が法人である医療保険について、法人が受け取った入院給付金および手術給付金は、その全額を益金の額に算入する。
- 3.被保険者が役員・従業員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
- 4.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が 60%である定期保険(保険期間 30 年、年払保険料 100 万円)の支払保険料は、保険期間の前半 4 割相当期間においては、その 40%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

法人が資産計上額のある保険契約の解約返戻金を受け取った場合、**解約返戻金と保険料積立金との差額**を益金(雑収入)または損金(雑損失)とします。

2. 適切

全期払いの医療保険の保険料には資産計上額がないので、法人に給付された入院給付金等は、全額**益金算入**します。

3. 適切

死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険は、将来的に法人が受け取ることになり、貯蓄性が高いので、保険料の全額を保険料積立金として、全額を資産計上します。

4. 適切

【定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱い】

法改正 (2019年7月8日 から施行)	法人が契約者となり、役員または使用人を被保険者とする保険期間が 3年以上 の定期保険または第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに参加して支払った保険料は、原則、支払保険料のうち最高解約返戻率の区分に応じて計算される一定額を一定期間資産に計上し、その資産計上額は所定の期間経過後に取り崩して損金の額に算入されます。			
全額損金算入 できる条件	・ 保険期間が3年未満の契約 ・ 最高解約返戻率が50%以下の契約 ・ 最高解約返戻率が70%以下で、かつ、 年換算保険料相当額が30万円以下の契約			
最高解約返戻金	資産計上期間	資産計上期間の処理	損金算入割合	取崩期間
50%以下	なし	なし	100%	なし
50～70%以下	保険期間の 当初 4割 相当期間	40%	60%	保険期間の 75% 相当 の期間経過後から保 険期間終了まで
70～85%以下		60%	40%	
85%超	保険期間開始から最高 解約返戻率になるまで の期間等	①当初から10年間 支払い保険料×最高解約返戻率90% ②11年目以降 支払い保険料×最高解約返戻率70%	100%-左記の資 産計上割合	解約返戻金相当額が 最も高い金額となる 期間経過後から保 険期間終了日まで

最高解約返戻率 60%の場合は、保険期間の 4 割相当期間は支払い保険料の 40 を資産計上し、残りの 60%を損金算入します。

したがって正解は、1

問題 16

損害保険の基本的な仕組み等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 保険業法では、損害保険会社は、損害保険のみを引き受けることができ、生命保険や第三分野の保険を引き受けることはできないとされている。
2. 保険金額が保険価額を超える保険契約を超過保険といい、利得禁止の原則により、超過部分に係る保険金は原則として支払われない。
3. 損害保険において、契約者が負担する保険料と事故発生の際に支払われる保険金は、それぞれの事故の発生確率や損害の大きさに見合ったものでなければならないとする考え方を、適合性の原則という。
4. 損害保険の保険料のうち、純保険料は予定損害率および予定事業費率に基づいて計算され、付加保険料は予定利率に基づいて計算される。

【答え】

1. 不適切

保険業法

- ・生命保険は、生命保険会社のみが引き受け可能
- ・損害保険は、損害保険会社のみが引き受け可能
- ・第3分野保険は、生命保険および損害保険の**どちらでも引き受け可能**です。

2. 適切

損害保険における利得禁止の原則とは、保険によって利益が生じてはならないという原則で、実際に被った損害額を超える保険給付は受けられません。

3. 不適切

適合性の原則とは、投資勧誘にあたって事業者は、顧客の属性や目的等に応じて適合した取引を勧誘・販売しなければならないという原則です。

本問の説明は、給付・反対均等の原則(レクシスの原則)の説明です。

給付・反対均等の原則(レクシスの原則)は、保険契約者の支払う保険料と保険事故発生の際に支払われる保険金の数学的期待値は等しいことを示す原則です。

4. 不適切

損害保険の保険料は、純保険料と付加保険料で構成されます。

純保険料は、予定損害率をもとに、付加保険料は、予定事業費率をもとに計算されます。

損害保険の契約者が保険会社に支払う保険料の全体			
純保険料	付加保険料		
予定損害率	予定事業費率		
保険金の原資 (保険会社が契約者に保険 金に当てられる部分)	代理店手数料	利潤	社費 (事務処理費用)

したがって正解は、2

問題 17

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約および記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 普通傷害保険では、被保険者が自動車を運転中に他の自動車と衝突してケガをした場合、被保険者の過失割合にかかわらず補償の対象となる。
2. 普通傷害保険では、海外旅行中に地震により倒壊した建物の下敷きになりケガをした場合、補償の対象となる。
3. 交通事故傷害保険では、デパートのエスカレーターに搭乗中の事故によりケガをした場合、補償の対象となる。
4. 国内旅行傷害保険では、被保険者が旅行中の飲食により細菌性食中毒を発症した場合、補償の対象となる。

【答え】

1. 適切

普通傷害保険は、国内外を問わず、日常生活での急激、偶然、外来の事故による損害が補償されます。

傷害保険は契約時に定めた保険金額を上限に、実際の損害額が保険金として支払われますので、自動車事故のように相手方がいる場合でも、**過失割合にかかわらず、実損額が補償**されます。

2. 不適切

傷害保険種類	細菌性食中毒・ ウイルス性食中毒	地震・噴火・それらに 起因する津波
普通傷害保険	✕ (補償対象外)	✕ (補償対象外)
国内旅行傷害保険	○ (補償対象)	✕ (補償対象外)
海外旅行傷害保険	○ (補償対象)	○ (補償対象)

普通傷害保険は、食中毒や**地震**・噴火、それらに起因する津波は対象外です。

3. 適切

交通事故傷害保険は、補償内容は国内外を問わず、交通事故(駅構内や乗物搭乗中の事故も含む)、建物や乗物の火災等による損害を補償されます。

エスカレーターやエレベーターの事故でも補償の対象となります。

4. 適切

国内旅行傷害保険は、国内旅行中に被った損害について補償されます。

細菌性食中毒やウイルス性食中毒も補償対象ですが、地震・噴火またはそれらによる津波によるケガは対象外です。

したがって正解は、2

問題 18

法人を契約者(=保険料負担者)とする損害保険に係る保険料等の経理処理に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人が所有する賃貸アパートを保険の対象として支払った地震保険の保険料は、地震保険料控除として5万円を限度として損金の額に算入することができる。
2. 法人が所有する賃貸アパートが台風により損壊し、法人が受け取った火災保険の保険金で原状回復のための修理をした場合、当該保険金を益金の額に算入し、修理費を損金の額に算入することができる。
3. 業務中の事故によりケガをするリスクに備えて、法人がすべての従業員を被保険者とする普通傷害保険に加入した場合、支払った保険料は、その2分の1相当額を限度として損金の額に算入することができる。
4. 法人が所有する業務用自動車が交通事故で全損となり、受け取った自動車保険の車両保険金で同一事業年度中に代替車両を取得した場合であっても、圧縮記帳は認められない。

【答え】

1. 不適切

地震保険料控除は、納税者が特定の損害保険契約等にかかる地震等の損害部分の保険料または掛金を支払った場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

地震保険料控除は、最高5万円となります。

[本問の場合]

法人が支払った地震保険の保険料は地震保険料控除の**対象外**です。

法人の場合は、所得税ではなく、法人税がかかりますので、保険料の所得控除制度は対象外となります。

2. 適切

法人が所有する資産に損害を受け、損害保険の保険金を受け取った場合、損害額と修繕費を損金の額に算入し、保険金の**全額を雑収入として益金の額に算入**します。

3. 不適切

法人が支払った全ての従業員を被保険者とする普通傷害保険の保険料は、**全額を損金算入**することができます。

傷害保険は、契約者と保険金受取人を法人に、被保険者を役員または従業員とした場合には、支払った保険料は、期間の経過に応じて損金算入されます。傷害保険でも、契約者が法人で被保険者と保険金受取人をその法人の役員または従業員(死亡保険金の場合は、その遺族)とした場合には、支払った保険料は福利厚生費として支払った期間の経過に応じて損金算入されます。

4. 不適切

圧縮記帳とは、本来は課税所得となる利益を将来に繰り延べる制度です。圧縮記帳が認められるのは、同一種類に区分される固定資産です。

[本問の場合]

代替資産ではないものを購入した場合は、圧縮記帳は認められませんが、車両の保険金で、代替資産である車両を購入した場合は、圧縮記帳が認められます

したがって正解は、2

問題 19

第三分野の保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.就業不能保障保険では、入院や在宅療養などにより所定の就業不能状態が一定日数以上継続した場合、就業不能給付金が支払われる。
- 2.医療保険(更新型)は、所定の年齢の範囲内であれば、保険期間中に入院給付金を受け取った場合であっても、契約を更新することができる。
- 3.医療保険では、退院後に入院給付金を受け取り、その退院日の翌日から180日を経過した後に前回と同一の疾病により再入院した場合、別の入院と扱われ、入院給付金の支払限度日数の判定において前後の入院日数は合算されない。
- 4.先進医療特約で先進医療給付金の支払対象とされている先進医療は、契約時点において厚生労働大臣によって定められたものである。

【答え】

1. 適切

就業不能保障保険は、病気やケガで長期療養が必要となり働けなくなったことにより、収入が減少したり、途絶えたりした時に、一定の条件のもと保険金や給付金を受け取れる保険です。

2. 適切

更新型は、更新する際に、被保険者の健康状態は関係なく、告知や医師の診察は必要ありません。

保険期間中に入院給付金を受け取った場合でも、保険契約を更新することができます。

3. 適切

医療保険では、退院の翌日から**180日**以内に同じ病気で再入院した場合は、前回の入院と合わせて1回の入院と数えます。

[本問の場合]

「180日を経過した後」と記載がありますので、1入院とはならず、合算されることはありません。

4. 不適切

先進医療特約は、厚生労働大臣が承認する先進医療治療を所定の**療養を受けた時点で**、給付金が支払われる特約で、加入後に新しく認められた先進医療も支払いの対象です。

したがって正解は、4

問題 20

法人に対する生命保険等を活用した福利厚生に係るアドバイスに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.「従業員の自助努力による死亡保障の準備を支援したい」という顧客に対して、団体信用生命保険の活用をアドバイスした。
- 2.「休業補償規程に基づいて従業員に支給する休業の補償に係る給付の原資を準備したい」という顧客に対して、団体就業不能保障保険の活用をアドバイスした。
- 3.「従業員の定年退職時に支給する退職金の原資を準備したい」という顧客に対して、総合福祉団体定期保険の活用をアドバイスした。
- 4.「従業員の死亡時に支給する弔慰金や死亡退職金の原資を準備したい」という顧客に対して、団体定期保険(B グループ保険)の活用をアドバイスした。

【答え】

1. 不適切

●団体信用生命保険

住宅ローン返済中に契約者に死亡・高度障害になった時に、**住宅ローン残高がゼロになる保険**です。

本問の「従業員の自助努力による死亡保障の準備を支援したい」場合は、団体定期保険(Bグループ保険)の活用などが適切なアドバイスとなります。

●団体定期保険(Bグループ保険)

役員・従業員などの遺族保障のため、団体(企業)が契約者となり、役員・従業員などが任意で加入し保険料を負担する定期保険です。

1年更新で、毎年保険金額を見直すことができます。

役員・従業員などが死亡または所定の高度障害状態となった場合、死亡保険金または、高度障害保険金が支払われます。

2. 適切

●団体就業不能保障保険

企業・団体単位で加入する就業不能保険です。

病気やケガで長期療養が必要となり働けなくなったことにより、収入が減少したり、途絶えたりした時に、一定の条件のもと保険金や給付金を受け取れる保険ですので、

本問のアドバイスは適切となります。

3. 不適切

●**総合福祉団体保険**は、従業員が死亡・高度障害になった場合に法人が遺族に支払う弔慰金や死亡退職金を準備するための保険で、法人が全従業員を対象に加入する保険期間1年の定期保険です。

本問の「従業員の定年退職時に支給する退職金の原資を準備したい」場合は、養老保険の活用などが適切なアドバイスとなります。

●養老保険

保険期間を決めて加入し、一定期間内に死亡や高度障害になった場合には保険金が支払われ満期まで生存していた場合は、死亡保険金と同額の満期保険金が支払われます。

死亡保証と、満期まで生存していたときの保険金は退職金の原資を準備することができます。

4. 不適切

●団体定期保険(Bグループ保険)

役員・従業員などの遺族保障のため、団体(企業)が契約者となり、役員・従業員などが任意で加入し保険料を負担する定期保険です。1年更新で、毎年保険金額を見直すことができます。

役員・従業員などが死亡または所定の高度障害状態となった場合、死亡保険金または、高度障害保険金が支払われます。

本問の「従業員の死亡時に支給する弔慰金や死亡退職金の原資を準備したい」場合は、総合福祉団体保険の活用などが適切なアドバイスとなります。

●総合福祉団体保険

従業員に万が一のことがあった場合に法人が遺族に支払う弔慰金や死亡退職金を準備するための保険で、法人が全従業員を対象に加入する保険期間**1年**の定期保険です。

したがって正解は、2

問題 21

貴金属関連商品の一般的な特徴等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.純金積立では、一般に、ドルコスト平均法に基づき、毎月 1 回純金の買付けが行われる。
- 2.大阪取引所では、金や銀、白金などの貴金属の先物取引が行われている。
- 3.東京証券取引所には、金の現物を対象とした上場投資信託(ETF)が上場している。
- 4.個人が金地金を売却したことによる所得は、原則として、譲渡所得として総合課税の対象となる。

【答え】

1. 不適切

毎月ではなく、毎日です。

純金積立では、ドルコスト平均法で積立が行われます。

ドルコスト平均法は、価格変動する純金を毎日一定金額を継続的に購入することで、金価格の高い時は少なく、安い時は多く購入でき、価格変動の影響を減らし、平均コストを低く抑えることができます。

2. 適切

大阪取引所では、先物取引やオプション取引などのデリバティブを取り扱っています。

先物取引として扱われている商品は、金や銀、白金などの貴金属や、原油や電力などのエネルギー、天然ゴム、農産物などが対象です。

3. 適切

東京証券取引所では、金の現物に連動する上場投資信託(ETF)が上場しています。

例えば、三菱UFJ信託銀行が運用する「金の果実」シリーズがあります。

4. 適切

個人が金地金(金を保存しやすく変形させた金塊)を売却した場合、原則、譲渡所得として総合課税の対象です。

売却までの保有期間が5年以下の場合は、短期譲渡所得

売却までの保有期間が5年以下の場合は、長期譲渡所得となります。

※継続的に営利目的で売買を行なっている場合は、事業所得および雑所得の課税対象となります。

したがって正解は、1

問題 22

上場投資信託(ETF)の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.ETF を市場で売却する際には、信託財産留保額はかからない。
- 2.ETF を証券取引所の立会時間中に売買する場合、成行注文や指値注文が可能である。
- 3.インバース型 ETF は、日経平均株価などの指標の日々の変動率に一定の正の倍数を乗じて算出される指数に連動した運用成果を目指して運用される ETF である。
- 4.東京証券取引所には、指標連動型 ETF の銘柄だけでなく、アクティブ運用型 ETF の銘柄も上場されている。

【答え】

1. 適切

信託財産留保額は、投資信託を解約する際に発生し、資産の一部を投資信託に残すことで、その投資信託を保有している投資家への迷惑料として支払うものです。投資信託は、株式や債券などで運用されていますが、自分がその投資信託を解約する際、株式や債券などを売却して現金化するため手数料が発生してしまいますので、投資信託を保有している投資家へ迷惑がかからないよう信託財産留保額を支払います。

よって、信託財産留保額は、販売会社などに支払う購入時手数料や信託報酬のような手数料とは異なります。

ETF(上場投資信託)は、投資信託が上場しており、株式のようにリアルタイムで売買できます。そのため、投資信託とは異なり、**信託財産留保額はかかりません。**

2. 適切

ETF(上場投資信託)は、東京証券取引所などに上場している投資信託で、株式のようにリアルタイムで取引できますので、株式同様、指値注文や成行注文は**可能**です。

成行注文	価格を指定しないで注文を出す
指値注文	価格を指定して注文を出す

3. 不適切

・レバレッジ型は、対象指数の日々の上昇率・下落率に正の倍数(プラス〇倍)を超えるものをいいます。

少ない資金で大きな利益を狙うことができます。

・インバース型は、対象指数の日々の上昇率・下落率に負の倍数(マイナス〇倍)を超えるものをいいます。

マーケットが下落している局面で利益を狙うことができます。

4. 適切

本問の通り、東京証券取引所には、指標連動型 ETF の銘柄だけでなく、アクティブ運用型 ETF の銘柄も上場されています。

・指数連動型 ETF

日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)などに連動する運用成果を目指す上場投資信託

・アクティブ型 ETF

特定の指標に連動せずに運用する上場投資信託

したがって正解は、3

問題 23

固定利付債券の利回り(単利・年率)に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、手数料、経過利子、税金等については考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

表面利率が0.50%、償還までの残存期間が5年の固定利付債券を、額面100円当たり98円で購入した投資家が、購入から2年後に額面100円当たり98.6円で売却した場合の所有期間利回りは(ア)であり、償還期限まで5年保有した場合の最終利回りよりも(イ)。

- 1.(ア)0.82% (イ)高い
- 2.(ア)0.82% (イ)低い
- 3.(ア)0.92% (イ)高い
- 4.(ア)0.92% (イ)低い

【答え】

(ア)

●所有期間利回り

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合利回り

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.5 + (98.6 - 98) \div 2\} \div 98 \times 100 = 0.816\ldots\% \\ = 0.82 \text{ (小数点以下第 3 位四捨五入)}$$

(イ)

●最終利回り

すでに発行されている債券を購入し償還期限まで保有した場合の利回り

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.5 + (100 - 98) \div 5\} \div 98 \times 100 = 0.918\ldots \\ = 0.92\% \text{ (小数点以下第 3 位四捨五入)}$$

よって、所有期間利回り(ア)0.82%であり、最終利回り 0.92%より(イ)低い。

したがって正解は、2

問題 24

東京証券取引所の市場区分等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 高い成長可能性を有する企業向けの市場であるグロース市場の新規上場基準では、プライム市場やスタンダード市場と異なり、株主数および流通株式に係る要件は定められていない。
2. グロース市場に上場している銘柄であっても、プライム市場における新規上場基準と同様の基準を満たせば、所定の手続きにより、プライム市場に市場区分を変更することができる。
3. 東証株価指数(TOPIX)は、プライム市場、スタンダード市場およびグロース市場に上場している全銘柄を対象として算出されている。
4. 日経平均株価は、プライム市場に上場している銘柄のうち、時価総額上位225銘柄を対象として算出されている。

【答え】

1. 不適切

グロース市場は、高い成長可能性を有する企業向け市場です。
グロース市場の新規上場基準も、プライム市場やスタンダード市場と同様に、株主数および流通株式に係る要件が定められています。

2. 適切

本問の通り

市場の変更を希望する上場企業は、移行先市場に新規に上場する場合の基準と同じ審査を受け、要件を満たすことで、市場区分の変更を行うことができます。

3. 不適切

東証株価指数(TOPIX)は、**全銘柄が対象ではなく**、東京証券取引所のプライム市場、スタンダード市場を対象としています。

4. 不適切

日経平均株価は、プライム市場に上場している225銘柄をもとに算出しています。

時価総額上位の225銘柄を対象にしているわけではありません。

市場流動性や業種のバランス等を考慮して選定されています。

したがって正解は、2

問題 25

下記<X社のデータ>に基づき算出される投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<X社のデータ>

株価	2,500円
発行済株式数	1.2億株
売上高	3,600億円
営業利益	150億円
当期純利益	120億円
自己資本(=純資産)	3,000億円
配当金総額	60億円

- 1.PER は、25 倍である。
- 2.PBR は、1 倍である。
- 3.ROE は、5%である。
- 4.配当利回りは、2%である。

【答え】

1. 適切

株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。

PER(倍) = $\text{株価} \div 1 \text{株当たり当期純利益(EPS)}$

EPS(1株当たり当期純利益) = $\text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

[本問の場合]

1株当たりの当期純利益 = $2,500 \text{円} \div (120 \text{億円} \div 1.2 \text{億株}) = 25 \text{倍}$

2. 適切

株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

PBR(倍) = $\text{株価} \div 1 \text{株当たり純資産(BPS)}$

BPS(1株当たり純資産) = $\text{純資産} \div \text{発行済株式数}$

[本問の場合]

PBR(倍) = $2,500 \text{円} \div (3,000 \text{億円} \div 1.2 \text{億株}) = 1 \text{倍}$

3. 不適切

自己資本利益率 (ROE)

自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標

$$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

[本問の場合]

$$\text{ROE(\%)} = 120 \text{ 億円} \div 3,000 \text{ 億円} \times 100 = 4\%$$

4. 適切

配当利回り

株価に対し、1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値です。

$$\text{配当利回り} = 1 \text{ 株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$$

[本問の場合]

$$\text{配当利回り} = (60 \text{ 億円} \div 1.2 \text{ 億株}) \div 2,500 \text{ 円} \times 100 = 2\%$$

したがって正解は、3

問題 26

金融派生商品に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.コール・オプション、プット・オプションのいずれも、他の条件が同一であれば、満期までの期間が長いほど、プレミアム(オプション料)は高くなる。
- 2.先物取引における買い手は、最終決済価格が約定価格よりも低い場合、その差額分の利益を得ることができる。
- 3.先物取引によりスペキュレーション取引を行う場合、先物価格が今後上昇すると予測すれば売り建てして、実際に相場が上昇した後に買い戻すことで利益を得ることができる。
- 4.先物取引に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得の金額と損益通算することができる。

【答え】

1. 適切

プレミアムとは、オプション料のことで、オプションの価格つまりオプションがいくらなのかを示すものです。

保有期間が長いほど、価格の変動を予測ができたいため、リスクが大きくなるため、プレミアム(オプション料)は高くなります。

2. 不適切

・買い手が、約定価格よりも最終決済価格が高い場合に利益を得ることができます。

例

約定価格100円最終決済価格130円の場合は、差額30円が利益となります。

・買い手が、最終決済価格が約定価格よりも低い場合は、買い手は差額分の損害を被ります。

例

約定価格100円最終決済価格90円の場合は、差額10円が損失となります。

3. 不適切

スペキュレーション取引(投機取引)とは、

相場の変動を利用して短期的な売買を繰り返し、利益を狙う取引です。

今後、先物価格が上昇すると予測する場合、買い建てにより、値上がり益を狙います。逆に、今後、先物価格が下落すると予測する場合、売り建てにより、値下がりした後に買い戻すことで利益を狙います。

[本問の場合]

「今後上昇すると予測すれば売り建てして、実際に相場が上昇した後に買い戻すこと」と説明されていますが、今後上昇する場合、買い建てにより利益を狙います。

4. 不適切

先物取引に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、同じ先物取引に関する雑所得とは損益通算できますが、他の所得(上場株式等に係る譲渡所得の金額)と損益通算することができません。

したがって正解は、1

問題 27

Aさんの各資産のポートフォリオの構成比および期待収益率が下表のとおりであった場合、Aさんの資産のポートフォリオの期待収益率として、最も適切なものはどれか。

資産	ポートフォリオの 構成比	期待収益率
預金	60%	0.1%
債券	20%	1.0%
株式	20%	8.0%

1. 0.62%
2. 1.64%
3. 1.86%
4. 3.03%

【答え】

ポートフォリオの期待収益率

= (各資産の構成比×各資産の期待収益率)の合計

預金: $0.1\% \times 60\% = 0.06\%$

債券: $1.0\% \times 20\% = 0.2\%$

株式: $8.0\% \times 20\% = 1.6\%$

合計: $0.06\% + 0.2\% + 1.6\% = 1.86\%$

したがって正解は、3

問題 28

上場株式等の譲渡および配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、NISA(少額投資非課税制度)により投資収益が非課税となる口座をNISA 口座という。

- 1.2024 年中に受け取った上場株式の配当について、所得税で総合課税を選択した場合、住民税で申告不要制度を選択することはできない。
- 2.NISA 口座で保有する上場株式の配当を非課税扱いにするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択しなければならない。
- 3.特定口座で保有する上場株式を売却したことで生じた譲渡益の金額は、確定申告をすることにより、NISA 口座で保有する上場株式の譲渡損失の金額と損益を通算することができる。
- 4.上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算してもなお控除しきれない上場株式の譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、翌年以後 3 年間にわたって繰り越すことができる。

【答え】

1. 適切

■法改正

2024年4月1日より、上場株式等の配当所得・譲渡所得等について、これまで住民税と所得税において異なる課税方法の選択が可能でしたが、課税方法の選択制度が廃止となり、2024年度(2023年分)課税以降は、課税方法を**所得税と一致させる**ことになりました。

改正前までは、所得税を総合課税を選び、住民税を申告不要を選ぶことで、納める税金を少なくすることができていましたが、所得税と一致させることになり、このようなことはできなくなりました。

[本問の場合]

所得税で総合課税を選択した場合、住民税でも、総合課税を選択する必要がありますので、住民税は申告不要制度を選択することはできません。

2. 適切

配当金の受取方法は4種類あります。

- ①株式数比例分配方式
- ②配当金領収証方式
- ③登録配当金受領口座方式
- ④個別銘柄指定方式

NISA口座で受け取った配当金を非課税にするためには、**株式数比例分配方式**を選択しなければなりません。

3. 不適切

NISA口座で発生した利益や損失は税務上ないものとして取り扱われるため、一般口座や特定口座と**損益通算できません**。

また、その年に控除できなかった損失を最長3年間損益通算可能な繰越控除の適用ありません。

NISA口座は、利益が出た場合、非課税となるメリットがありますが、損益通算できないことや繰越控除がない点はデメリットとなります。

4. 適切

譲渡損失の3年間繰越控除

上場株式等を譲渡して生じた損失のうち、その年に控除しきれない金額は、確定申告をすることにより、翌年以降 **3年間**にわたり上場株式等の譲渡益や配当から控除することができます。

したがって正解は、3

問題 29

わが国における個人による金融商品取引に係るセーフティネットに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 預金保険制度による保護の対象となる預金等のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3つの条件を満たす預金(決済用預金)については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円を限度として、預金保険制度により保護される。
2. 日本国内に本店のある金融機関が取り扱う預金等であっても、外貨預金や譲渡性預金は預金保険制度による保護の対象とならない。
3. 日本国内に本店のある金融機関が経営破綻した際、預金保険機構は保護される預金額を確定するため、「名寄せ」を行うが、家族の名義を借りたにすぎない預金等は、他人名義の預金とみなされ、預金保険制度による保護の対象とならない。
4. 証券会社が取り扱っている外国為替証拠金(FX)取引は、日本投資者保護基金の補償の対象とならない。

【答え】

1. 不適切

決済用預金の3つの条件は、無利息・要求払い・決済サービスの提供です。
法人も個人も利用可能です。
決済用預金は、預金保険制度により、**全額保護の対象**です。

2. 適切

【預金保険制度】

概要	顧客の資産を保護する仕組みのことをいいます。 代表的なものが預金保険制度です。 金融機関が破綻した場合、預金者・投資者・保険契約者を保護する制度です。 金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破綻した場合には、預金保険機構が一定額の保険金を支払うことにより預金者を保護する制度です。
加入義務	国内に本店のある金融機関(銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合など)は、預金保険制度への加入が義務づけられており、預け入れられた預貯金等は保護対象です。
保護対象	普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等 ※ 確定拠出年金制度で運用されている預金 も、保護の対象となります。
保護対象外	外貨預金 ・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金・外国銀行に預けた預金等

外貨預金は、預金保険制度の**保護の対象外**です。

3. 適切

預金の名寄せとは、金融機関の預金について、預金者ごとの預金口座を取りまとめ1つにまとめることです。

家族名義の預金は、預金保険制度において名義人である家族を個別の預金者として保護の対象とすることができますが、
家族の名義を借りただけの預金は、他人名義預金として**保護の対象外**となります。

4. 適切

【日本投資者保護基金】

概要	証券会社が破綻した場合、証券会社自身の財産と顧客から預かっている資産は分別管理されているため、顧客は預けていた資産は全額投資家に戻ります。 ただし、証券会社の違法行為(分別管理が行われていないなど)により、損害を被った場合などのために、投資者保護基金が設置されています。
補償金額の上限	顧客1人当たり 1,000万円
補償の対象	国内株式、 外国株式 、債券、投資信託、その他取引所取引における証拠金など
補償の対象外	有価証券店頭デリバティブ取引、外国取引所で取引された先物、オプション、CFD取引
保護の対象	・個人 ・保護の対象外に該当しない法人など
保護の対象外	・適格機関投資家(銀行、証券会社、保険会社など) ・国、地方公共団体など

外国為替証拠金(FX)取引は、日本投資者保護基金の**補償の対象外**です。

したがって正解は、1

問題 30

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(以下「金融サービス提供法」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ゴルフ会員権やレジャー会員権は、金融サービス提供法上の金融商品から除外されている。
2. 金融サービス提供法では、金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、原則として、あらかじめ勧誘方針を策定して公表することが義務付けられている。
3. 金融サービス提供法では、金融サービス仲介業者は、顧客等に対する損害賠償資力を確保するため、原則として、保証金の供託が義務付けられている。
4. 金融サービス提供法では、顧客が金融商品販売業者等の説明義務違反に基づき損害賠償を請求する場合、顧客が払い込んだ元本の総額が損害額と推定される。

【答え】

1. 適切

金融サービス提供法は、金融商品の販売・勧誘などのトラブルに対する顧客保護のために作られた法律です。

金融商品販売法が2021年に金融サービス提供法に改正され、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスが仲介可能となりました。

適用対象	預貯金・有価証券・投資信託・FX・デリバティブ ・海外商品先物取引
適用対象外	ゴルフ会員権・レジャー会員権・国内商品先物取引

金融サービス提供法では、ゴルフ会員権やレジャー会員権は、適用対象外です。

2. 適切

金融サービス提供法は、金融商品販売業者に対して、勧誘に関する方針を策定・公表することが義務付けられており、勧誘の対象となる者の知識や経験、財産の状況、契約の目的などに照らし、配慮しなければなりません。

3. 適切

金融サービス提供法は、金融サービス仲介業者が賠償責任を負う場合の賠償資力を確保するため、保証金を供託することが義務付けられています。（金融サービス仲介業者は、銀行、保険会社などの金融機関と契約を締結し、その旨の届出を行うなど、条件を満たした場合は、保証金の供託義務が免除されます。）

[保証金の供託額]

- ・最初の事業年度:1,000万円
- ・2事業年度以降:1,000万円に当該事業年度の前事業年度の年間受領手数料5%を加えた額

4. 不適切

金融サービス提供法では、金融商品販売業者等が顧客に対して重要事項の説明義務を怠った場合や断定的判断の提供を行なった場合は、顧客に生じた損害を賠償する責任を負います。

損害賠償請求にあたって、損害額は**元本欠損額**と推定されます。

元本欠損額とは、金融商品の販売によって顧客が支払った金銭と支払うべき金銭の合計額です。

本問では、「元本の総額」と説明されていますが、正しくは、元本欠損額となります。

したがって正解は、4

問題 31

わが国の税制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税額の計算において課税総所得金額に乗じる税率には、課税総所得金額の多寡にかかわらず、税率が一律となる比例税率が採用されている。
2. 贈与税では、納税者が申告書に記載した財産の内容に基づき、税務署長が納付すべき税額を決定する賦課課税方式が採用されている。
3. 法人税は直接税に該当し、消費税は間接税に該当する。
4. 不動産取得税および登録免許税は、いずれも地方税に該当する。

【答え】

1. 不適切

所得税額は、課税所得金額に所得税率を適用して計算します。

所得税率は所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払い能力に応じて公平に税を負担する仕組み、**超過累進税率**となっています。

・超過累進税率は、課税対象の所得が一定の金額以上となった場合に、超過した部分にのみ高い税率で課税方式のことで、
所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除き、5%から最高税率 **45%**の7段階に区分されています。

・比例税率は、課税標準の大小に関わらず、同じ税率で適用されます。

2. 不適切

贈与税は、賦課課税方式ではなく、**申告納税方式**が採用されています。

申告納税方式	納税者が自分で税額を計算して申告	贈与税 ・所得税・相続税・法人税など
賦課課税方式	国や地方公共団体が税額を計算して納税者に通知する	固定資産税・個人住民税・不動産取得税など

3. 適切

直接税	担税者が自分で直接納める税金	所得税・住民税・法人税等
間接税	担税者と納税者が異なる税金	消費税・酒税・たばこ税等

※担税者とは、税金を負担する人のこと。

法人税は直接税で、消費税は間接税に該当します。

4. 不適切

	直接税	間接税
国税	所得税・法人税・相続税 ・贈与税など	消費税・印紙税・酒税 ・登録免許税など
地方税	住民税・事業税・固定資産 税・不動産取得税など	地方消費税・ゴルフ利用税など

不動産取得税は、地方税で、直接税ですが、
登録免許税は、国税で、間接税です。

したがって正解は、3

問題 32

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人が賃貸している土地を売却したことによる所得は、譲渡所得となる。
2. 個人が不動産の貸付けを事業的規模で行った場合における賃貸収入による所得は、不動産所得となる。
3. 個人年金保険の契約者(=保険料負担者)である個人が、その保険契約に基づく年金を年金形式で受け取ったことによる所得は、雑所得となる。
4. 個人事業主が事業資金で購入した株式の配当金を受け取ったことによる所得は、事業所得となる。

【答え】

1. 適切

土地、建物、株式等、ゴルフ会員権、書画、骨董などの資産を売却することによって生じた所得は、譲渡所得となります。

本問のように、個人が賃貸している土地を売却したことによる所得は、譲渡所得となります。

2. 適切

土地やアパート、マンションの貸付けによって得た所得は、事業的規模にあるかに関わらず、不動産所得となります。

※事業的規模の判定基準は、アパート・マンションでは、10室以上、貸家では5棟以上です。事業的規模である場合、青色申告特別控除65万円を受けることができます。

3. 適切

個人年金保険を、一時金として受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象です。年金形式で受け取った所得は、**雑所得**となります。

4. 不適切

個人が株式の配当を受け取った場合は、株式等を取得する財源に関わらず（個人事業主が事業資金で購入した場合でも）、**配当所得**となります。

したがって正解は、4

問題 33

Aさんの2024年分の所得の金額が以下のとおりであった場合の所得税における総所得金額として、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

給与所得の金額	600万円
不動産所得の金額	▲50万円（土地等の取得に要した負債の利子の額はなし）
譲渡所得の金額	▲180万円（ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失）

1. 370万円
2. 420万円
3. 550万円
4. 600万円

【答え】

・総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

●給与所得:600 万円

●不動産所得:▲50 万円

(土地取得の負債の利子は損益通算できませんが、本問ではありません。)

●譲渡所得:▲180万円

[損益通算できない譲渡所得]

生活に必要な資産を譲渡した時の譲渡所得(主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的に所有する不動産や不動産以外の資産など)は、損益通算の対象外です。

ゴルフ会員権は、これらに該当し、損益通算の対象外です。

『総所得金額』

総所得金額=給与所得600万円+不動産所得▲50万円=550万円

したがって正解は、3

問題 34

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、2024 年 3 月に住宅ローンを利用して住宅を取得し、同年中にその住宅を居住の用に供したものとする。

- 1.住宅ローン控除の適用を受けるためには、原則として、住宅を取得した日から 6 ヶ月以内に自己の居住の用に供し、適用を受ける年の 12 月 31 日まで引き続き居住していなければならない。
- 2.住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者のその年分の合計所得金額が 3,000 万円以下でなければならない。
- 3.住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、借入金の償還期間が当初の契約により定められていた最初に償還した月から 10 年未満となった場合、残りの控除期間について住宅ローン控除の適用を受けることはできない。
- 4.新たに取得した住宅を居住の用に供した年に、これまで居住の用に供していた住宅を譲渡して「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除」の適用を受けた場合、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。

【答え】

住宅ローン控除の適用条件(すべて満たす必要があります)
・返済期間(償還期間)が 10 年以上 の住宅ローンであること
・住宅の床面積が 50 m² 以上(一定条件の場合 40 m ² 以上)で、そのうち 1/2 が居住用に供されていること。
・控除の適用を受ける年の合計所得が 2,000 万円以下 であること。 (2024 年までに建築確認を受けた新築住宅の場合は 40 m ² 以上 50 m ² 未満の場合、合計所得金額が 1,000 万円以下)
・取得日から 6 か月以内 に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの5年間に以下の適用を受けていないこと 「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」 「居住用財産の軽減税率の特例」 「特定の居住用財産の買換え特例」

1. 適切

住宅ローン控除の適用要件の1つが、取得日から**6か月以内**に住み始め、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していることです。

2. 不適切

住宅ローン控除の適用要件の1つが、控除の適用を受ける年の合計所得が**2,000万円以下**であることです。

3. 適切

住宅ローン控除の適用要件の1つが、返済期間(償還期間)が10年以上の住宅ローンであることです。

一部繰上げ返済を行い、借入金の償還期間が10年未満となった場合、残りの控除期間について住宅ローン控除の適用を受けることはできません。

4. 適切

・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの5年間に以下の適用を受けていないこと

「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」

「居住用財産の軽減税率の特例」

「特定の居住用財産の買換え特例」

したがって正解は、2

問題 35

給与所得者の所得税の確定申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、記載された所得以外の所得は考慮しないものとする。また、いずれも適切に源泉徴収等がされ、年末調整すべきものは年末調整が済んでいるものとする。

1.A 社からの給与の収入金額が 3,000 万円で、B 社からの原稿料収入に係る雑所得の金額が 15 万円ある場合、確定申告は不要である。

2.C 社からの給与の収入金額が 800 万円で、アルバイトとして兼業している D 社からの給与の収入金額が 30 万円ある場合、確定申告は不要である。

3.E 社からの給与の収入金額が 800 万円で、生命保険の満期保険金に係る一時所得の金額が 50 万円ある場合、確定申告は不要である。

4.F 社からの給与の収入金額が 70 万円で、老齢基礎年金および老齢厚生年金の公的年金に係る雑所得の金額が 250 万円ある場合、確定申告は不要である。

【答え】

【給与所得者の確定申告】

概要	給与所得者は、年末調整によって所得税額が確定し、納税が完了しますが、次のいずれかに当てはまる人は確定申告が必要です。
確定申告が必要な場合	- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える - 給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える 2カ所以上から給与の支払いを受けている - 住宅ローン控除の初年度の適用を受ける場合 - 雑損控除・医療費控除・寄附金控除を受ける場合 - 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人 など

1. 不適切

給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合、年末調整の対象外となりますので、確定申告が必要です。

2. 不適切

2カ所以上から給与の支払いを受けている場合、主たる給与(C社給与800万円)は年末調整されますが、従たる給与(D社給与30万円)は年末調整が行われません。2カ所以上でさらに20万円を超える給与を得ている場合、確定申告が必要となります。

3. 不適切

一時所得を総所得金額に算入する場合、一時所得の金額から1/2が課税対象です。

[本問の場合]

$$50 \text{ 万円} \times 1/2 = 25 \text{ 万円}$$

給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が 20 万円を超える場合、確定申告が必要です。

よって、20 万円を超えていますので、確定申告が**必要**です。

4. 適切

公的年金の受給者は、原則、確定申告が必要ですが、
確定申告不要制度により、
公的年金の収入金額の合計が年 400 万円以下で、
公的年金や退職年金以外の収入が年 20 万円以下の場合は、
確定申告が**不要**です。

[本問の場合]

- ・公的年金の収入金額の合計が年 250 万円で、要件の年 400 万円以下です。
- ・給与所得=F 社給与収入 70 万円-給与所得控除額 55 万円= 15 万円
公的年金等以外の所得金額 20 万円以下となります。

よって、確定申告不要制度の要件に当てはまり、確定申告は**不要**です。

したがって正解は、4

問題 36

法人税の原則的な取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.法人税の納税地は、その法人の代表者の住所または居所の所在地である。
- 2.法人は、法人税の納税地に異動があった場合、異動届出書を異動前および異動後の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3.新設法人が設立事業年度から青色申告の適用を受けようとする場合は、設立の日から1ヵ月以内に「青色申告の承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4.期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人に対する法人税の税率は、所得金額のうち年800万円以下の部分について軽減税率が適用される。

【答え】

1. 不適切

法人税の納税地は、その本店または主たる事務所の所在地が納税地となります。

2. 不適切

法人税の納税地の異動があった場合、異動前の納税地の所管税務署長に届出を行います。

3. 不適切

設立第1期目から青色申告の承認を受ける場合の提出期限は、「設立の日以後3ヶ月を経過した日」と「設立第1期の事業年度終了日」とのうち、いずれか早い日の前日までとなります。

4. 適切

【法人税の税率】	
概要	法人税は所得の額にかかわらず、一定の税率の比例税率が適用されます。
法人税の納税地	内国法人は、その本店または主たる事務所の所在地が納税地となります。
資本金が 1億超の法人	23.2%
資本金が 1億円以下	1年あたりの課税金額800万円以下の部分…15%(軽減税率) 1年あたりの課税金額800万円超の部分…23.2%

法人税の税率は、資本金が1億円以下の場合、1年あたりの課税金額800万円以下の部分は軽減税率が適用されます。

したがって正解は、4

問題 37

法人税の損金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人が減価償却費として損金経理した金額は、その金額の多寡にかかわらず、その全額を損金の額に算入することができる。
2. 法人が特定公益増進法人に支出した寄附金は、その金額の多寡にかかわらず、その全額を損金の額に算入することができる。
3. 法人が会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用を支出した場合は、その全額を損金の額に算入することができる。
4. 法人が納付した法人税の本税および法人住民税の本税は、その全額を損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

減価償却費の損金として認められるのは、損金経理した減価償却費のうち、法人税法で定められた償却限度額までの金額です。

2. 不適切

[法人が行なった寄付金]

①国や地方公共団体、公共法人に対する寄付金は、全額を損金算入できます。

②学校法人や独立行政法人、特定公益増進法人等に対する寄付金は、一般の寄付金とは、別枠で寄付金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入できます。

寄附金の区分	法人税
1. 国、地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金	全額損金算入
2. 学校法人設立準備法人に対する寄附金	
3. 特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
4. 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
5. 認定NPO法人等に対する寄附金	
6. 宗教法人や営利法人等に対する一般の寄附金	損金算入限度額の範囲内で損金算入

(文部科学省)

[本問の場合]

特定公益増進法人への寄付金は、全額が損金算入できるわけではありません。

3. 適切

会議費とは、社内外の会議や打ち合わせなどの業務に関連して発生した費用のことで、会議のために借りた会議室の利用料や、資料代、会議において通常供与されるお菓子や飲み物の費用です。

会議費として認められる飲食代は、1人あたり1万円以下が目安となります。1人あたりの飲食代が1万円を超える場合は、交際費となります。

会議費は、**全額を損金算入**できます。

4. 不適切

法人住民税、益金を得るものではなく、益金と損金の差額に対して課されるものですので、**損金算入することはできません**

したがって正解は、3

問題 38

消費税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人事業者における特定期間とは、その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいう。
2. 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、消費税の課税期間に係る基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者である。
3. 簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、原則として、その適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
4. 消費税の課税事業者である法人は、原則として、消費税の確定申告書を各課税期間の末日の翌日から 1 ヶ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 適切

本問の通り、消費税の個人事業者における特定期間は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間をいいます。

2. 適切

本問の通り、簡易課税制度とは、課税売上高が5,000万円以下の届出を行なった事業者に対し、簡易化された仕入れ控除税額の計算を認める制度です。

3. 適切

消費税課税事業者選択届出書とは、消費税の還付を受けるため、あえて課税事業者となることを選択し還付を受けようとする場合に届出をするものです。

会社設立時などに、商品購入や設備投資で支出が売上を上回る場合、「支払った消費税」が「預かった消費税」を上回る場合、あえて消費税の課税事業者になることで還付を受けることができます。

消費税課税事業者選択届出書は、課税期間の開始日の前日までに、納税地の所管税務署長に提出しなければなりません。

4. 不適切

消費税の確定申告納付期限	
個人の場合	課税期間の翌年1月1日から3月31日まで
法人の場合	課税期間(事業年度)終了の日の翌日から2ヶ月以内 (法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、申告期限を1ヶ月延長することが可能です)

法人の消費税の確定申告の納付期限は、課税期間(事業年度)終了の日の翌日から2ヶ月以内に、納税地の所管税務署長に納税します。

したがって正解は、4

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員が会社の所有する土地を適正な時価よりも低い価額で譲り受けた場合、適正な時価と譲受価額との差額相当額が、その役員の雑所得の収入金額に算入される。
2. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃貸料相当額が、その役員の給与所得の収入金額に算入される。
3. 会社が役員所有する土地を適正な時価よりも低い価額で譲り受けた場合、適正な時価と譲受価額との差額相当額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
4. 会社が役員からの借入金について債務免除を受けた場合、その債務免除を受けた金額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。

【答え】

1. 不適切

[法人と役員間の利益移動]

法人→役員=給与（役員が得をしている）

役員→法人=受贈益（法人が得をしている）

法人の『資産』を役員に『譲渡』した場合		
無償譲渡 低額譲渡	法人	時価との差額を、役員給与とする(損金不算入)
	役員	時価との差額を、役員給与とする
高額譲渡	法人	時価との差額を、受贈益とする(益金算入)
	役員	時価との差額を、法人への寄付とみなす

[本問の場合]

役員は、法人が所有する資産を時価よりも低い価格で譲り受けており、役員が得をしています。

役員は時価と譲渡価額の差額に相当する部分が、給与として支給されたものとして、**給与所得**の収入金額に算入されます。

2. 適切

役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、居住費を会社に負担してもらっているため、役員は法人から経済的利益を得ているので、通常の賃貸料相当額が、その役員の**給与所得**の収入金額に算入されます。

3. 適切

役員の『資産』を法人に『譲渡』した場合		
無償譲渡 低額譲渡	法人	時価との差額を、受贈益とする(益金算入)
	役員	時価と譲渡価額(購入価額)との差額を、受贈益とする ①時価の1/2未満で譲渡した場合⇒時価が譲渡収入となる ②時価の1/2以上で譲渡した場合⇒譲渡価額が譲渡収入となる
高額譲渡	法人	時価との差額を、役員給与とする(損金不算入)
	役員	時価との差額を、役員給与とする

会社が役員の所有する土地を適正な時価よりも低い価額で譲り受けた場合、法人は時価と譲渡価額(購入価額)との差額を、受贈益とします。

4. 適切

会社が役員からの借入金について債務免除を受けた場合、役員が会社へ貸し付けた金額を、債務免除をしたことで、帳消しにしたことになり、会社は役員から利益を得たこととなりますので、会社は、益金の額に算入されます。

したがって正解は、1

問題 40

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けると、消費税の課税事業者となる。
- 2.適格請求書発行事業者の登録に係る効力は、事業者が登録の通知を受けた日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日から生じる。
- 3.適格請求書発行事業者が、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付するためには、消費税の簡易課税制度の適用を受ける必要がある。
- 4.適格請求書には、適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号や税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要とされる。

【答え】

適格請求書(インボイス制度)

インボイス制度により、適格請求書(インボイス)と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやり取りを通じて、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除ができるようになる制度です。

消費税の仕入税額控除とは、課税事業者が納税すべき消費税を計算する際に、売上にかかった消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて計算することにより、消費税の二重課税を解消します。

1. 適切

本問の通り、

適格請求書発行事業者の登録は、課税事業者しかできません。

消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けると、消費税の課税事業者となります。

2. 適切

適格請求書発行事業者としての登録の効力は、通知日に関わらず、適格請求書発行事業者登録簿に**登載された日**となります。

3. 不適切

「適格簡易請求書」と「簡易課税制度」は、別物です。

・適格簡易請求書

買い手が仕入税額控除を受けるために保存が義務付けられている文書で、通常の適格請求書(インボイス)と比較して記載内容が簡略化されており、主に小売業や飲食業・タクシー業など不特定多数の顧客と取引を行う事業者が交付できます。

・簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の届け出を行った事業者に対し、簡易化された仕入れ控除税額の計算を認める制度です。

適格請求書発行事業者も簡易課税制度の適用を受けることは可能です。

[本問の場合]

簡易課税制度の適用を受けた事業者が発行する適格請求書(インボイス)が必ずしも**適格簡易請求書であるとは限りません**。

適格簡易請求書の交付は取引の内容により、発行の可否が決まります。

4. 適切

適格請求書は、発行事業者の氏名または名称および登録番号が記載されていることが必要です。

[適格請求書の記載項目]

- 1.発行事業者の氏名または名称および**登録番号**
- 2,取引年月日
- 3.取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 4.税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- 5.税率ごとに区分した消費税額等
- 6.書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

したがって正解は、3

問題 41

不動産の登記や調査に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.不動産の登記記録において、土地の所有者とその土地上の建物の所有者が異なる場合は、その土地の登記記録に借地権の登記がなくても、借地権が設定されていることがある。
- 2.不動産登記には公信力がないため、登記記録を確認し、その登記記録の内容が真実であると信じて取引しても、その登記記録の内容が真実と異なっていた場合、法的に保護されないことがある。
- 3.不動産の抵当権設定登記をした場合、当該不動産の登記記録の権利部甲区に、債権額や抵当権者の氏名または名称などが記載される。
- 4.公図は地図に準ずる図面として登記所に備え付けられており、対象とする土地の位置関係や形状等を確認する資料として有用である。

【答え】

1. 適切

借地権とは、建物を建てるために地主から土地を借りる権利です。
土地に借地権を設定して建物がある場合は、その建物の借地権者の名義があれば、借地権全体を第三者に対抗できます。

借地権の登記は、義務ではないため登記されていないケースも多くあります。借地権は、**借地上の建物についての登記**ですので、不動産の登記がされていない場合でも、借地上にある借地権者名義の建物の登記により対抗できます。

土地と建物の所有者が異なる場合は、建物の所有者はその土地を使用する権利である借地権を有しています。

よって、土地の所有者とその土地上の建物の所有者が異なる場合は、その土地の登記記録に借地権の登記がない場合でも、借地権が設定されていることがあります。

2. 適切

不動産登記には、**公信力はありません**。

不動産登記記録の内容は、「不動産登記上の権利者」と「真実の権利者」が異なっている場合があります。

不動産登記に記載されている内容を信用し取引を行なっても保護されません。つまり、「不動産登記の記載」よりも「真実の権利関係」が優先されます。

3. 不適切

不動産登記記録は、表題部と権利部(甲区・乙区)で構成されています。

表題部 表示(物理的状況)に関する事項
・ 土地に関する登記記録 所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載 ・ 建物に関する登記記録 家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載
権利部 権利に関する事項
甲区：所有権に関する事項 所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区：所有権以外の権利に関する事項 抵当権 ・借地権・賃借権などを記載

抵当権設定登記は、**権利部の乙区**に記録されます。

※抵当権設定登記は、金融機関が貸し付けるお金の担保として不動産を登記する手続きです。

4. 適切

公図とは、土地の大まかな位置や形状を表した図面で、登記所(法務局)には、土地の区画を明確にするための資料として地図が備え付けられています。地図が備え付けられるまでの間「地図に準ずる図面」として、図面が備え付けられている。

したがって正解は、3

問題 42

宅地建物取引業法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、買主は宅地建物取引業者ではないものとする。

1. 宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地の売買契約の締結に際して手付を受領したときは、その手付がいかなる性質のものであっても、買主が契約の履行に着手する前であれば、当該宅地建物取引業者はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。
2. 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地の売買契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う違約金を定めてはならない。
3. 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地の売買契約の締結に際して、代金の額の 5%を超える額の手付を受領することができない。
4. 専任媒介契約の有効期間は、3 ヶ月を超えることができず、これより長い期間を定めたときは、当該媒介契約は無効となる。

【答え】

1. 適切

【不動産取引に関する法律】

手付金	不動産の売買契約を結ぶ際、買主が売主に渡すお金を手付金といいます。	
解約手付	手付の放棄によって、任意に契約を解除することができる手付のことを解約手付と言います。	
	買主側から解除する場合	買主は手付金を放棄することで、契約を解除することができます。
	売主側から解除する場合	売主は手付金の2倍の金額を渡すことで、契約を解除することができます。

ただし、相手側が履行に着手した後(買主が売買代金を支払った・売主が建築に着手した)は、解除することができない。

売主側から解除する場合は、買主が履行に着手する前であれば、手付がいかなる性質のものであっても、売主は手付金の2倍の金額を渡すことで契約を解除することができます。

2. 不適切

宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地の売買契約の締結に際して、代金の額の2割を超える額の手付を受領することができません。

ただし、2割以下であれば、債務不履行に関する違約金を定めることは可能です。

3. 不適切

宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地の売買契約の締結に際して、代金の額の2割(20%)を超える額の手付を受領することができません。

4. 不適切

媒介契約とは、不動産業者に仲介を依頼するにあたり、依頼者と不動産業者の間で結ばれる契約のことで、宅地建物取引業者は、媒介契約を結んだ場合、遅滞なく媒介契約を作成して、依頼者に交付しなければなりません。

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側	複数社と契約	○	×	×
	自己発見取引	○	○	×
業者側	依頼者への業務報告義務	なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	契約日から5日以内
契約の有効期限		規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

専任媒介契約の有効期限は、3ヶ月以内です。

3ヶ月を超える部分は無効となりますが、3ヶ月以内は有効となります。

したがって正解は、1

問題 43

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第 22 条の借地権を一般定期借地権といい、第 22 条から第 24 条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の設定契約において、期間の定めがないときは、存続期間は 30 年とされる。
2. 普通借地権の存続期間が満了する場合において、借地権者が契約の更新を請求し、借地権設定者に更新を拒絶する正当の事由がないときは、借地上に建物があるかどうかにかかわらず、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされる。
3. もっぱら居住の用に供する建物の所有を目的として一般定期借地権を設定する場合、存続期間を 30 年とすることができる。
4. もっぱら事業の用に供する建物の所有を目的として一般定期借地権を設定する場合、その契約は公正証書によってしなければならない。

【答え】

1. 適切

【普通借地権】	
概要	定期借地権以外の借地権であり、契約の更新をすることができるものです。
契約の存続期間	30年以上 (30年未満で定めた場合や期間を定めなかった場合⇒30年)
更新	- 最初の更新⇒20年以上 2回目以降⇒10年以上
利用目的	制限なし (事業用でもOK)
契約方法	制限なし (書面でなくてもOK)
契約期間終了後(借主)	引き続き賃借を希望すれば、契約がそのまま更新されます。
契約期間終了後(貸主)	更新を拒否する正当な事由がなければ、更新を拒むことはできない。
存続期間満了	普通借地権の存続期間満了に伴い、借地権者(借主)が借地権設定者(地主)に契約の更新を請求したときは、その土地の上に建物がある場合に限り、契約を更新したものとみなされます。

普通借地権の契約存続期間は、30年以上です。
(30年未満で定めた場合や期間を定めなかった場合は、30年となります。)

2. 不適切

普通借地権の存続期間満了に伴い、借地権者(借主)が借地権設定者(地主)に契約の更新を請求したときは、その土地の上に、建物がある場合に限り、契約を更新したとみなされます。

3. 不適切

【定期借地権】			
契約期間終了後、契約の更新はなく、土地は貸主に返還される借地権のこと。			
	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

一般定期借地権の契約の存続は、50年以上なので、居住用の場合でも50年以上に設定しなければなりません。

4. 不適切

一般定期借地権の契約方法は、書面または電磁的記録によって契約することです。

公正証書で契約しなければならないのは、事業用定期借地権となります。

したがって正解は、1

問題 44

都市計画法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.すべての都市計画区域において、都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めなければならない。
- 2.市街化調整区域は、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。
- 3.市街化区域については用途地域を定め、市街化調整区域については原則として用途地域を定めないものとされている。
- 4.市街化区域内で行う開発行為は、その規模にかかわらず、都道府県知事等の許可を受ける必要がある。

【答え】

1. 不適切

【都市計画法】	
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備、市街地の開発などに関するルールが設けられています。 まず都市計画区域を指定します。
都市計画区域	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・準都市計画区域・都市計画区域外に分けられます。
市街化区域	10年以内に市街化を図る区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域
非線引き区域	市街化区域と市街化調整区域の分類がされていない地域のこと
準都市計画区域	市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域
都市計画区域外	都市計画区域に含まれないエリア



都市計画区域内には、非線引き区域(市街化区域と市街化調整区域の分類がされていない地域)もあります。

2. 不適切

本問の説明は、市街化区域の説明です。
市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

3. 適切

市街化区域は用途地域を必ず定めますが、
市街化調整区域は原則、用途地域を定めません。

※用途地域

建築できる建物や用途の制限を定めたルールのこと。

4. 不適切

市街化区域ないで行う開発行為は、原則、その規模が 1,000 m²未満であれば都道府県知事の許可は不要です。

したがって正解は、3

問題 45

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 建築基準法第 42 条第 2 項により道路境界線とみなされる線と道路との間の敷地の部分(セットバック部分)は、建築物を建築することができないが、建蔽率および容積率を算定する際の敷地面積に算入することができる。
2. 準防火地域内に準耐火建築物を建築する場合、建蔽率の制限について緩和措置の適用を受けることができる。
3. 建築物の敷地が 2 つの異なる用途地域にわたる場合、その建築物の全部について、敷地の過半の属する用途地域の建蔽率の制限が適用される。
4. 敷地の前面道路の幅員が 12m 未満である建築物の建蔽率は、原則として、「都市計画で定められた建蔽率」と「前面道路の幅員に一定の数値を乗じて得たもの」とのいずれか低い方が上限となる。

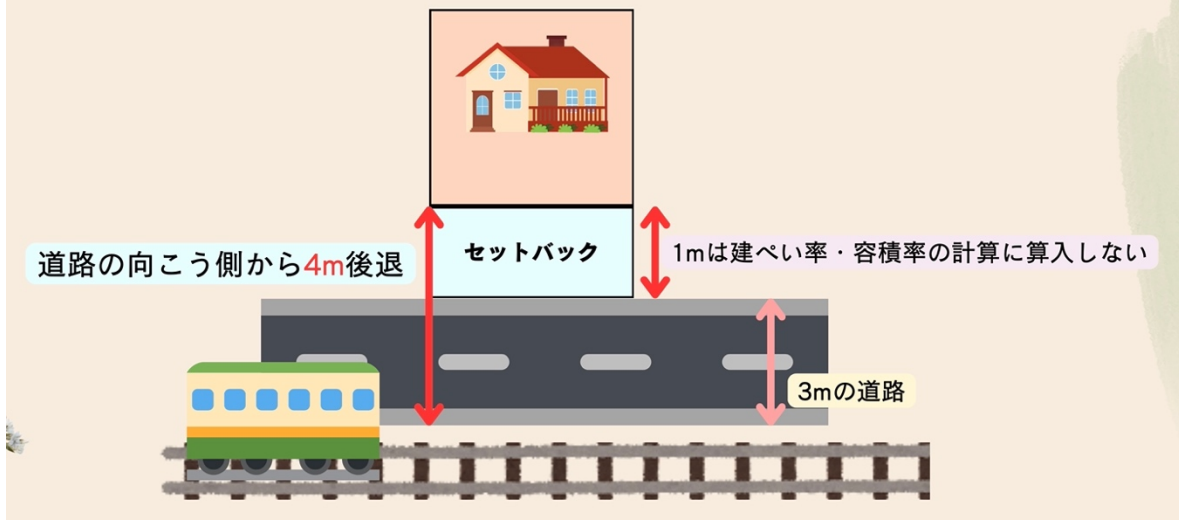
【答え】

1. 不適切

【道路の向こう側が、崖地・川・線路などの場合】

道路の向こう側から4m下がった線が境界線とみなされます。

セットバックした部分は建物を建てられないので、建ぺい率や容積率を計算する際の敷地面積には算入できません。



セットバックした部分については、建ぺい率や容積率を計算する際の敷地面積には算入できません。

2. 適切

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域の耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築物	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内にある耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

準防火地域内に準耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の制限について10%の緩和措置を受けることができます。

3. 不適切

・用途規制では、敷地の過半に属する地域(面積の広い地域)の用途規制が敷地全体に適用されます。

・防火規制は、最も規制の厳しい地域の防火規制が適用されます。

[建築物の敷地に指定建ぺい率の異なる地域にわたる場合]

2 つ以上の地域にまたがって建物を建てる場合は、最も厳しい地域の防火規制が適用されます。

未指定地域→準防火地域→防火地域の順で厳しくなります。

4. 不適切

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員 $\times 4/10$

その他の用途地域・・・前面道路の幅員 $\times 6/10$

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員 $\times$ 法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

[本問の場合]

本問は、**容積率の制限**の説明です。

「都市計画で定められた建蔽率」と記載されている部分が不適切です。
容積率・建ぺい率ともに間違った説明となります。

建ぺい率の制限は、前面道路の幅員によって変わるものではありません。
建ぺい率の制限は、指定建ぺい率に、建ぺい率の緩和要件を加味して決まります。

したがって正解は、2

問題 46

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。
- 2.専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者 1 人を定めなければならない。
- 3.区分所有建物のうち、構造上の独立性と利用上の独立性を備えた建物の部分は、区分所有権の目的となる専有部分であり、規約によって共用部分とすることはできない。
- 4.共用部分に対する区分所有者の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各共有者が有する専有部分の床面積の割合による。

【答え】

1. 適切

区分所有法では、年1回以上管理者が集会の招集をしなければなりません。集会では、区分所有者および議決権(専有部分の持分割合)によって決議します。

区分所有者**全員**の**同意**がある場合は、招集の手続きを省略して集会を開くことができます。

2. 適切

専有部分を複数人で共有している場合、共有者全員を1人の区分所有者として扱います。

共有者は、議決権を行使すべき者1人を定めなければなりません。

3. 不適切

専有部分は、規約により共用部分とすることができます。

これを規約共用部分といいます。

規約共用部分は、集会室、管理員室、駐車場、会議室等です。

4. 適切

区分所有法では、共有部分の持分は、規約で別段の定めがない限り、専有部分の床面積の割合によって定められています。

したがって正解は、3

問題 47

不動産の取得に係る税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とされており、売買によって不動産を取得した場合は、原則として、その取引価格とされる。
- 2.贈与により取得した不動産について相続時精算課税制度の適用を受けた場合、相続により取得したものとみなし、不動産取得税は課されない。
- 3.個人が相続により取得した土地について所有権移転登記をする場合、その土地の固定資産税評価額が 500 万円以下であれば、登録免許税は課されない。
- 4.所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、登記原因が贈与による場合と相続による場合とでは異なる。

【答え】

1. 不適切

不動産取得税の課税標準(税金を計算する際の算定基準)は、不動産の評価額(固定資産税評価額と同じ)に税率を掛けて算定します。

2. 不適切

不動産取得税は、贈与により不動産を取得した場合に課税されます。
相続時精算課税制度の有無は関係ありません。

※相続時精算課税制度とは

60歳以上の父母などから18歳以上の子や孫などに対して、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

3. 不適切

2022年の税制改正により、免税措置の適用期限が2025年3月31日まで延長され、不動産の評価額が100万円以下の土地の場合、土地について相続により所有権の移転登記または、表題部所有者の相続人が所有権の保存登記を受ける場合、登録免許税は課されません。

4. 適切

所有権の移転登記に係る登録免許税の税率は、
登記原因が贈与による場合等は 2.0%、
相続等による場合は 0.4%となり、
贈与の場合と相続の場合では異なります。

したがって正解は、4

問題 48

個人が土地を譲渡した場合の譲渡所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続により取得した土地を譲渡した場合、その土地の所有期間を判定する際の取得の日は、相続人が当該相続を登記原因として所有権移転登記をした日である。
2. 譲渡所得の金額の計算上、譲渡した土地の取得費が不明な場合には、譲渡収入金額の 5%相当額を取得費とすることができる。
3. 土地の譲渡に係る所得が短期譲渡所得に区分される場合、課税短期譲渡所得金額に対して、所得税（復興特別所得税を含む）30.63%、住民税 9% の税率により課税される。
4. 土地を譲渡する際に支出した仲介手数料は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用に含まれる。

【答え】

1. 不適切

「所有権移転登記をした日」ではありません。

譲渡所得の計算上「取得の日」は、引き渡し日となりますが、
相続や贈与で取得した場合は所有期間を判定する際の取得の日は、被相続人や贈与者の取得価額や取得した日が、そのまま取得の人に引き継ぎます。つまり、**被相続人の取得の日をもって判定**します。

2. 適切

本問の通り

土地・建物の譲渡所得の金額の計算上、取得費が不明な場合、また実際の取得費が譲渡収入金額の5%相当額を下回る場合は概算取得費として譲渡収入金額の**5%**相当額を取得費とすることができます。

3. 適切

譲渡所得に係る税金		
所得の区分	長期譲渡所得	短期譲渡所得
所有期間	5年超	5年以下
税率	20.315% 所得税15.315% (復興特別所得税0.315%) 住民税5%	39.63% 所得税30.63% (復興特別所得税0.63%) 住民税9%

土地・建物の短期譲渡所得に係る税率は、「所得税30%+復興特別所得税0.63%」「住民税9%」の合計39.63%です。

4. 適切

『主な譲渡費用』

- (1) 土地や建物を売るために支払った仲介手数料
- (2) 印紙税で売主が負担したもの
- (3) 貸家売るため、借家人に家屋を明け渡してもらうときに支払う立退料
- (4) 土地などを売るためにその上の建物を取り壊したときの取壊し費用とその建物の損失額
- (5) 既に売買契約を締結している資産をさらに有利な条件で売るために支払った違約金これは、土地などを売る契約をした後、その土地などをより高い価額で他に売却するために既契約者との契約解除に伴い支出した違約金のことです。
- (6) 借地権を売るときに地主の承諾をもらうために支払った名義書換料など

譲渡費用は、売却するために直接かかった費用です。

土地や建物を売るために支払った仲介手数料は譲渡費用に含みます。

したがって正解は、1

問題 49

「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続により取得した家屋に、当該相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいる場合、本特例の適用を受けることはできない。
2. 相続により取得した家屋が、区分所有建物登記がされている建物である場合、本特例の適用を受けることはできない。
3. 本特例の適用を受けるためには、相続により取得した家屋が 1981 年 5 月 31 日以前に建築されたものでなければならない。
4. 本特例の適用を受けるためには、相続により取得した家屋もしくはその土地またはその両方を当該相続の開始があった日の属する年の翌年の 12 月 31 日までに譲渡しなければならない。

【答え】

『被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例』

●家屋の要件

- ・1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された家屋
- ・相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋
- ・区分所有建築物(マンション等)以外の家屋であること
- ・相続の開始直前においてその被相続人以外に居住していた者がいない
- ・相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと

1. 適切

本問の通り、
本特例は、被相続人が1人で居住していた家屋を相続することが条件です。
相続開始時に被相続人以外に居住していた人がいる場合、適用できません。

2. 適切

本問の通り、
本特例の要件は、「区分所有建築物(マンション等)以外の家屋であること」です。
区分所有登記された二世帯住宅や分譲マンションは対象外となります。

3. 適切

本問の通り、
本特例の要件は、「1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された家屋」です。

4. 不適切

本特例の適用を受ける場合、
相続の開始があった日から **3 年**を経過する日の属する年 12 月 31 日までに
売ることが適用要件です。

本問では、「翌年」と説明されていますので、不適切となります。

したがって正解は、4

問題 50

不動産の投資判断の手法等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.IRR(内部収益率)とは、投資によって得られる将来のキャッシュフローの現在価値と投資額が等しくなる割引率をいう。

2.DCF 法は、連続する複数の期間に発生する純収益および復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計して対象不動産の収益価格を求める手法である。

3.NOI 利回り(純利回り)は、対象不動産から得られる年間の総収入を総投資額で除して算出される利回りであり、不動産の収益性を測る指標である。

4.レバレッジ効果とは、投資の収益率が借入金の金利を上回っている場合に、借入金を利用することにより自己資金に対する利回りが上昇する効果をいう。

【答え】

1. 適切

不動産投資は、長期投資となるため、単純な利回りだけではなく、将来の利益や売却のタイミングなども考慮する必要があります。そこで活用されるのがIRR(内部収益率法)です。

IRR(内部収益率法)は、投資額が将来得られるお金(キャッシュフロー)を現在の価値に換算した金額と等しくなる割引率のことです。

※割引率とは、将来のお金の価値を現在の価値に換算する(割り引く)ときの利率(年率)

投資の収益率を計算して、投資判断を行う手法で、不動産投資の収益性の評価額に用いられ、IRR(内部収益率)が高いほど、投資価値が高いと判断でき、IRR(内部収益率)が期待収益率を上回っている場合に有利と判断されます。

IRR(内部収益率)は、元本を短期間で回収することができる投資ほど高くなります。

2. 適切

DCF法とは、総収益(総収入-必要経費)と、将来獲得できるキャッシュフローを割引現在価値に直すことで株式や不動産、事業の価値を算出する方法です。

3. 不適切

NOI利回りは、諸経費を考慮して計算するので、表面利回り(単純利回り)と比べて、正確性は高くなります。

NOI利回り=純利益(年間賃料収入-諸経費)÷総投資額×100

本問の説明は、単純利回りの説明となります。

4. 適切

借入金併用型の不動産投資において、総投下資本に対する収益率が借入金の金利を上回っている場合に、レバレッジ効果が期待できます。

したがって正解は、3

問題 51

民法上の贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 定期贈与は、贈与者または受贈者の死亡によって、その効力を失う。
2. 負担付贈与は、受贈者の負担により利益を受ける者が贈与者以外である場合には成立しない。
3. 死因贈与は、民法の遺贈に関する規定が準用されるため、贈与者のみの意思表示により成立する。
4. 書面によらない贈与は、その履行の終わった部分についても、各当事者が解除をすることができる。

【答え】

1. 適切

定期贈与とは、一定期間、一定の財産を贈与することです。
贈与者または受贈者のいずれか一方が死亡した場合、その効力を失います。
両者ともに生存している必要があります。

2. 不適切

負担付贈与は、受贈者に一定の債務(負担)を負わせる贈与です。
第三者が受益者(利益を受ける人)である場合も成立します。
その第三者は負担額に相当する金額を贈与により取得したことになります。

3. 不適切

死因贈与は、贈与者の死亡により、効力が発生する贈与です。
贈与者と受贈者の合意が必要です。

4. 不適切

【贈与契約】



贈与契約	贈与契約とは当事者の一方が無償で自己の財産を相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾することで成立する契約です。
------	--

書面によらない契約(口頭契約)		書面契約	
履行	取消	履行	取消
履行前	○	履行前	×
履行後	×	履行後	×

- ・ 履行とは、相手方に実際に財産が引き渡されたことをいいます。
- ・ 相手方が承諾した場合は**取消可能**
- ・ 夫婦間の契約では書面でも、第3者の権利を侵害しなければ**取消可能**

書面によらない契約は、履行前であれば取り消すことができますが、履行後は取り消すことはできません。

したがって正解は、1

問題 52

贈与税の配偶者控除(以下「本控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

- 1.過去に本控除の適用を受けたことがある場合、同一の配偶者からの贈与について、再び本控除の適用を受けることはできない。
- 2.本控除の適用を受けるためには、贈与者である配偶者との婚姻期間が贈与を受けた日の属する年の1月1日において20年以上でなければならない。
- 3.配偶者からの贈与について本控除の適用を受け、その翌年に当該配偶者が死亡した場合、当該配偶者に係る相続税額の計算上、本控除の適用を受けた財産のうち、本控除により控除された金額に相当する部分は相続税の課税価格に加算されない。
- 4.居住用不動産である家屋およびその敷地のうち、敷地のみの贈与を受けた場合であっても、本控除の適用を受けることができる。

【答え】

【贈与税の配偶者控除】



贈与税の配偶者控除	贈与税の特例として、贈与税の配偶者控除があります。 一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産や購入資金を贈与された場合に、贈与税の課税価格から控除できる規定です。
控除額	控除額は、 2,000万円 です。 ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できますので、合計2,110万円までは非課税となります。
贈与税額の計算式	贈与税額＝(課税価格-2,000万円-110万円)×税率×控除額
適用要件	• 婚姻関係が20年以上あること • 同一配偶者間で一度のみです。 • 国内にある居住用の土地、借地権、家屋です。(事業用は対象外) • 贈与を受けた配偶者は贈与を受け取得した翌年3月15日までにその居住用不動産に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。
申告	本制度の適用を受け納税額がない場合(ゼロ円)でも、贈与税の 申告は必要 です。

1. 適切

贈与税の配偶者控除は、同一配偶者間で一生に**一度のみ**です。

2. 不適切

贈与税の配偶者控除の適用要件は、**贈与日**において婚姻関係**20年以上**あることです。

本問では、「贈与を受けた日の属する年の1月1日において」と説明していますので不適切となります。

3. 適切

贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額は、生前贈与加算の対象外です。贈与した翌年に贈与者が死亡しても、相続税の課税価格に加算しません。

※生前贈与加算とは

相続開始前の一定期間に、被相続人から暦年課税(1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される方式で、年110万円の基礎控除があります。)による生前贈与を受けた場合、その贈与財産を相続財産に持ち戻し、相続税の計算に算入することです。

4. 適切

贈与税の配偶者控除は、建物のみや敷地のみの贈与であっても適用を受けることができます。

したがって正解は、2

問題 53

相続時精算課税制度(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

- 1.父からの財産の贈与について本制度を選択した子は、その選択をした年分以後、所定の手続きにより、その父から受ける財産の贈与について暦年課税に変更することができる。
- 2.父からの財産の贈与について本制度を選択した子は、同一年中に母から受けた財産の贈与についても本制度が適用され、母からの贈与について暦年課税により贈与税額を計算することはできない。
- 3.父からの財産の贈与について子が本制度を選択しようとする場合、贈与者の年齢に係る要件はあるが、受贈者の年齢に係る要件はない。
- 4.父からの財産の贈与について子が本制度を選択しようとする場合、その適用の対象となる贈与財産の種類や贈与回数について制限はない。

【答え】

【相続時精算課税制度】



概要	相続時精算課税制度とは、生前贈与を受けるときに、贈与時に贈与税を支払い、将来相続時に生前受けた贈与財産と相続財産を計算し、贈与税を相続税から控除し精算することで贈与税・相続税を納税することができる制度です。	
適用対象者	贈与者	贈与した年の1月1日において 60歳以上 の父母または祖父母、
	受贈者	贈与を受けた年の1月1日において 18歳以上 の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人または孫。
手続き	最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告書に相続時精算課税制度の届出書を添付し、所轄税務署長に提出します。最初の贈与時に提出すると、相続時までこの制度が適用されます。 贈与者の死亡まで撤回することはできません。 取消しや暦年課税の適用や変更は不可です。	
受贈者の選択	受贈者の子・孫は、贈与者が選択できます。 例えば父からの贈与を相続時精算課税制度で選択し、母からの贈与を暦年課税とすることも可能です。	

控除額	受贈者単位で合計 2,500万円 までは贈与税が非課税となります。 両親からそれぞれ2,500万円までの贈与がある場合は、その時点では贈与税はかかりません。
税額計算	2,500万円の非課税枠を超える部分は贈与税率20%の一律となります。
贈与税の計算式	贈与税＝（贈与税の課税価格-特別控除額 2,500万円 ）× 20%
基礎控除	相続時精算課税は、 年間110万円 の基礎控除があり、特別控除の2500万円とは別枠であるため、相続財産に加算されない。(法改正により2024年1月から施行)
備考	・ 贈与税の基礎控除、年間110万円は適用されません。 ・ 相続時精算課税制度を適用するための計算上の贈与税額がゼロの場合でも申告書を提出する必要があります。 ・ 相続時精算課税制度を選択した場合、相続財産と合算するときは、相続時の評価額ではなく、贈与時の価額で計算します。 ・ 相続時精算課税制度を選択した場合、その者からの贈与については暦年課税制度の基礎控除をあわせて適用することはできません。
併用	「相続時精算課税制度」と「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税制度」とは 併用可能 です。

	暦年課税	相続時精算課税制度
概要	相続人が、相続開始7年以内に贈与された場合、その贈与財産は相続財産(贈与時の価格)に加算します。	贈与税を2,500万円まで非課税となり贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合計した金額から相続税額を計算し、一括して相続税を納税する制度
贈与者	誰でも可能	60歳以上の父母・祖父母
受贈者	誰でも可能	18歳以上の子・孫
非課税枠	受贈者ごと年間110万円	贈与者ごとに累計2,500万円 (ただし、相続時に課税される) + 別枠で受贈者ごと基礎控除年間110万円
非課税枠を超えた場合の税率	贈与額により10～55%	一律20%
贈与税の申告	年間110万円以内なら不要	年間110万円以内なら不要
相続税との関係	亡くなる7年以内の贈与は生前贈与加算	基礎控除110万円を控除後の残額を相続財産に加算

1. 不適切

相続時精算課税制度を、いったん選択するとその者からの贈与については、暦年課税制度の基礎控除を併せて適用することはできません。

2. 不適切

相続時精算課税制度は、受贈者ごとに選択できます。

父からの贈与を相続時精算課税制度を選択し、母からの贈与は暦年課税を選択することが可能です。

3. 不適切

相続時精算課税制度は、

贈与者:贈与した年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母

受贈者:贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫です。

4. 適切

相続時精算課税制度は、贈与財産の種類や贈与回数に制限はありません。

したがって正解は、4

問題 54

任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.任意後見制度では、本人が十分な判断能力を有しているときに、本人が、任意後見人となる者や委任する事務を契約によりあらかじめ定めておくことができる。
- 2.任意後見契約は、所定の様式の公正証書によってしなければならない。
- 3.任意後見契約は、本人の判断能力が低下して事理を弁識する能力が不十分な状況となった時からその効力が生じる。
- 4.任意後見監督人は家庭裁判所により選任されるが、任意後見人の配偶者、直系血族および兄弟姉妹は任意後見監督人となることができない。

【答え】

【成年後見制度】



成年後見制度	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）の理由で、財産管理や契約、協議などの行為を判断能力が不十分で困難な場合、不利益にならないよう保護、支援する制度です。	
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になった時に備え本人が事前に、任意後見人を選定する制度です。	
法定後見制度	後見・保佐・補助の3つがあります。	
	後見	精神上の障害などにより、判断能力が欠けているのが通常の状態にある人を保護・支援するための制度。家庭裁判所が選任した成年後見人(保護する人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行うことができる。
	保佐	精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、お金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人(保護する人)の同意を得ることが必要になります。
	補助	軽度の精神上の障害により、判断能力の不十分な人を保護・支援するための制度です。保護される人の行為について、補助人(保護する人)の同意を必要とすることができます。

1. 適切

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になった時に備え本人が**事前に**、任意後見人を選定する制度です。

2. 適切

任意後見契約を締結するには、**公正証書で行う**必要があります。

3. 不適切

任意後見契約は、本人が精神上の障害により判断能力が低下したときに、申立権者が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行うことで効力が発生します。

任意後見人は、この時から任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。

4. 適切

任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容通りに仕事をしているかを監督する人です。

[任意後見監督人になることができない人]

- ・任意後見人本人
- ・任意後見人の配偶者、直系血族(親、子、孫など)、兄弟姉妹
- ・本人に対して訴訟を起こしたことがある人、その配偶者、直系血族
- ・未成年者
- ・破産者で復権していない人
- ・家庭裁判所で解任などをされた法定代理人、保佐人、補助人
- ・行方の知れない人

任意後見監督人は、任意後見人の配偶者、直系血族(親、子、孫など)、兄弟姉妹は、なることができません。

したがって正解は、3

問題 55

遺産の分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。
- 2.共同相続人は、一定の場合を除き、遺産の全部ではなく一部の分割内容のみを定めた遺産分割協議書を作成することができる。
- 3.遺産の分割について、共同相続人間で協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、原則として、各共同相続人はその分割を家庭裁判所に請求することができる。
- 4.遺産分割協議書は、公正証書によって作成しなければならない。

【答え】

1. 適切

遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができます。

また遺言がない場合でも、遺産分割で、相続人全員で話し合い分割内容を協議し、相続人全員の同意があれば、自由に決めることができますので、本問のような「相続開始の時から5年を超えない時間を定めて、遺産分割を禁ずる」ということもできます。

2. 適切

共同相続人は、いつでも遺産の全部または一部を分割することができます。

※共同相続人とは、相続財産を共有している相続人のことで、相続人が複数いる場合は、相続財産は遺産分割が完了するまで相続人全員の共有財産となります。

3. 適切

【遺産分割の種類】



指定分割	遺言通りに相続財産を分けること
協議分割	相続人全員で話し合って遺産の分け方を決めること。 (遺産分割協議)
調停分割	遺産分割協議で相互合意がなされない場合、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立て、分割すること。
審判分割	調停分割でも決まらない場合は、家事裁判官の裁量で強制的に審判により遺産の分け方を決めること。

遺産分割協議で相互合意がなされない場合は、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立て分割することができます。これを調停分割と言います。

4. 不適切

遺産分割協議書の形式は特に定められていませんので、公正証書で作成しなくても構いません。

したがって正解は、4

問題 56

民法における配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していなかった場合であっても、当該建物について配偶者居住権を取得することができる。
- 2.被相続人の財産に属した建物について、被相続人が相続開始の時に被相続人の配偶者以外の者と共有していた場合、被相続人の配偶者は、当該建物について配偶者居住権を取得することができない。
- 3.配偶者居住権を取得した配偶者は、配偶者居住権の目的となっている建物の所有者の承諾を得たうえで、第三者に当該建物の使用または収益をさせることができる。
- 4.配偶者居住権の目的となる建物の全部が滅失して使用および収益をすることができなくなった場合、配偶者居住権は消滅する。

【答え】

1. 不適切

配偶者居住権とは、夫婦の一方が亡くなった場合に、残された配偶者が亡くなった人の所有していた建物に亡くなるまで、または、一定期間、無償で居住することができる権利です。

配偶者居住権は、被相続人と同居していた配偶者が、そのまま住むことができる権利ですので、本問のように居住していない場合は、配偶者居住権を取得することはできません。

2. 適切

配偶者居住権は、親子が共有している場合などは成立しません。

夫婦で共有している場合に成立します。

3. 適切

配偶者居住権は、譲渡することはできませんが、建物の所有者が承諾していれば、配偶者が居住建物を賃貸して賃料収入を得ることができます。

4. 適切

配偶者居住権が設定された建物が火災や災害で滅失した場合は、配偶者居住権は消滅します。

したがって正解は、1

問題 57

配偶者に対する相続税額の軽減(以下「配偶者の税額軽減」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.配偶者の税額軽減の適用を受けた配偶者が相続または遺贈により取得した正味の遺産額が 1 億 6,000 万円を超える場合は、その遺産額が配偶者の法定相続分相当額以下であっても、配偶者の納付すべき相続税額は 0(ゼロ)とならない。
- 2.配偶者の税額軽減の適用を受け、納付すべき相続税額が 0(ゼロ)となる場合、相続税の申告書を提出する必要はない。
- 3.相続の放棄をした配偶者は、配偶者の税額軽減の適用を受けることができない。
- 4.配偶者の税額軽減の適用を受けることができる配偶者は、被相続人と法律上の婚姻の届出をしている者に限られる。

【答え】

1. 不適切

配偶者の税額軽減の特例(相続税の配偶者控除)

配偶者が相続・遺贈により取得した金額が「1億6,000万円以下」か「法定相続分相当額以下」のいずれが多い金額までは相続税は課税されません。

よって、配偶者の納付すべき相続税額はゼロ(0)になります。

2. 不適切

配偶者の税額軽減の特例の適用を受ける場合、算出される相続税額がゼロ(0円)の場合でも、申告書を提出する必要があります。

3. 不適切

配偶者の税額軽減の特例は、放棄した配偶者も適用を受けることができます。

4. 適切

配偶者の税額軽減の特例

[要件]

- ・法律上の婚姻関係にあること。
- ・相続税の申告書を提出すること。
- ・申告期限までに遺産分割が決まり、配偶者の財産が確定していること。

内縁関係の者は対象外です。

したがって正解は、4

問題 58

金融資産の相続税評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 普通預金の価額は、課税時期現在の既経過利子の額が少額なものに限り、課税時期現在の預入高によって評価する。
2. 外貨預金の邦貨換算は、原則として、取引金融機関が公表するその外貨預金の預入時における最終の対顧客直物電信買相場(TTB)またはこれに準ずる相場による。
3. 金融商品取引所に上場されている利付公社債の価額は、原則として、課税時期の最終価格と課税時期において利払期が到来していない利息のうち源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。
4. 相続開始時において、保険事故がまだ発生していない生命保険契約(解約返戻金等のないものを除く)に関する権利の価額は、原則として、相続開始時においてその契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価する。

【答え】

1. 適切

既経過利子とは、預金を相続開始日時点で解約したと仮定した場合の利息のことです。

普通預金などの既経過利子が少額の場合は、**評価額に含めません**。
相続開始時点の預金残高が評価額になります。

2. 不適切

邦貨換算とは、外貨を円貨(邦貨)に換算することです。

相続税や贈与税を計算する場合は、外貨を円貨に換算します。

円貨に換算する場合は、納税義務者の取引金融機関が公表する**課税時期**における最終の対顧客直物電信買相場(**TTB**)またはこれに準ずる相場により行います。

※課税時期とは、「相続または遺贈の場合は被相続人の死亡日」、「贈与の場合は贈与により財産を取得した日」となります。

3. 適切

利付公社債とは、定期的に利子が支払われる債券のこと。

上場されている利付公社債は、課税時期の最終価格と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額との合計によって評価されます。

例えば、利払いが毎月1月末に行われる公社債を6月末に評価する場合は、2～6月分の利息を含めて評価します。

4. 適切

本問の通り、

相続開始時において、保険事故がまだ発生していない生命保険契約(解約返戻金等のないものを除く)に関する権利の価額は、相続開始時においてその契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価します。

したがって正解は、2

問題 59

遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 共同相続人の遺留分を侵害する内容の遺言は無効となる。
2. 共同相続人のうち一部の者についてのみ相続分を指定する内容の遺言は無効となる。
3. 被相続人は、遺言で、遺産分割の方法を定めることを第三者に委託することができる。
4. 遺言執行者を指定する内容の遺言は無効となる。

【答え】

1. 不適切

【遺留分】	
概要	法定相続人に保障されている最低限の相続分のことです。 遺言書によって、特定の人に「全財産を遺贈する」ということができますが、遺留分として遺族が最低限相続できる財産を保証しています。
遺留分権利者	配偶者・子・父母 (兄弟姉妹には遺留分はありません。)
遺留分侵害額請求	不平等な遺言や贈与によって遺留分を侵害された法定相続人は、侵害した人へ、自身の遺留分に相当する金銭を請求することです。 ・被相続人が死亡した事実と遺留分を侵害する遺言書や生前贈与を知ったときから 1年以内 に遺留分侵害額請求をしなければなりません。 ・相続開始から 10年 が経過すると遺留分侵害額請求権が消滅します。

共同相続人の遺留分が侵害された内容の遺言でも**有効**です。
ただし、遺留分を侵害された人は、遺留分侵害額請求権を行使することができます。

2. 不適切

被相続人は遺言により遺産分割の方法を決めることができます。
相続人の一部の者について相続分を指定する内容でも**有効**です。

3. 適切

相続の被相続人とは、相続財産を遺して亡くなった人のことです。
被相続人は、遺言で遺産分割の内容などを第三者に委託することもできます。

4. 不適切

遺言執行者とは、遺言書に記載された内容を遂行する人です。
遺言執行者を遺言で指定することは可能です。

したがって正解は、3

問題 60

M&A に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.事業譲渡による M&A では、譲受け側の会社は、個別に同意した範囲で特定の事業・財産のみを譲り受けるため、一般に、簿外債務や偶発債務リスクを遮断しやすい。
- 2.株式譲渡による M&A では、譲渡し側の法人格に変動はなく、会社の資産、負債、従業員や社外の第三者との契約、許認可等は、原則として存続する。
- 3.会社が事業の全部の譲渡や事業の重要な一部の譲渡を行う場合、その行為に係る契約について、原則として、株主総会の決議による承認は不要である。
- 4.事業譲渡による M&A により事業を譲渡した会社は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村の区域内およびこれに隣接する市町村の区域内において、その事業を譲渡した日から 20 年間は、同一の事業を行ってはならない。

【答え】

M&Aとは、会社の合併や買収のことです。

2つ以上の企業が合併したり、ある企業が他の企業を買収することです。

また、会社を一部売却することや、株式譲渡や事業の譲渡、株式分割などもあります。

1. 適切

- ・事業譲渡とは、会社を営む事業の全部または一部を他社に譲渡することです。
- ・簿外債務とは、貸借対照表に計上されていない債務(借入金や未払いなど)のこと。
- ・偶発債務とは、現時点では債務として確定しておらず履行すべきではないが、将来一定の条件が整った時点で債務となる可能性がある取引です。

事業譲渡の場合、両者の合意のもと個別に契約をします(全てを丸ごと渡すわけではなく、一部のみを渡すこともできます)ので、譲受け側の会社が予期しない簿外債務や偶発債務を承継することを遮断しやすいと言えます。

2. 適切

株式譲渡は、会社の資産、負債、従業員や社外の第三者と契約などを**丸ごと全て引き継ぎます**。

3. 不適切

会社譲渡する場合、株式総会が**必要**な場合があります。

[株式総会が必要な場合]

- ・事業の全部を譲渡する場合
- ・親会社の子会社の株式の過半数以上を売却する場合
- ・譲渡制限がかけられた株式を譲渡する場合

4. 適切

事業譲渡は、同じ市町村、または隣接する市町村において 20 年間は譲渡した事業の運営が禁止されています。

したがって正解は、3

-終-